18 セーフシティ 都市の強靭化

１　ＴＯＫＹＯ強靭化プロジェクトの推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　政策企画局・都市整備局・建設局）

「ＴＯＫＹＯ強靭化プロジェクト」を推進するために必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分するとともに、必要な制度の拡充や創設、人材の確保に向けた取組を進めること。

＜現状・課題＞

気候変動の影響で激甚化する風水害や、いつ起きてもおかしくない首都直下地震・火山噴火などの危機に直面する中にあっても、都は、都民の生命と暮らしを守り、首都東京の機能や経済活動を維持するため、令和４年 12 月に「ＴＯＫＹＯ強靭化プロジェクト」を始動した。令和５年 12 月には、危機への備えを更にレベルアップした「ＴＯＫＹＯ強靭化プロジェクト *upgrade* Ⅰ」を公表した。

また、「2050 東京戦略」（令和７年３月策定）に掲げた都市の強靭化等の戦略を推進・加速するため、自然災害に加え、厳しさを増す暑さやサイバー攻撃など、都を取り巻くリスクの深刻化・多様化を踏まえ、プロジェクトを強化・アップグレードしていくこととしている。

本プロジェクトでは、100 年先も安心できる東京を目指し、風水害や地震など東京が直面する危機に対して、ハード・ソフト両面から実効性の高い施策を展開するという方針の下、都が取り組むべき事業を取りまとめている。

本プロジェクトの事業規模は、2040 年代までの総額で 17 兆円、当初 10 年間で７兆円を見込んでいる。首都である東京が災害に対して強靭化を図ることは、東京を守ることだけにとどまらず、日本全体を災害に強くするためにも重要である。

国は、令和７年 11 月に公表した「「強い経済」を実現する総合経済対策」において 17 の戦略分野で大規模な危機管理投資・成長投資を進めることとしている。その一つに「防災・国土強靭化」を位置付け、「現在と未来の生命」を守る令和の国土強靭化を推進するための防災・減災・国土強靭化投資について、先行的かつ集中的に取組を強化するとともに、成長戦略の肝となる「危機管理投資」として強い経済を下支えしていくため、その実効性を確保する取組を推進することとしている。

国と都は、これまでも共通の課題に対して協議を重ねてきたところであるが、今後は、新たに設置された「国と東京都の協議会」も活用し、東京と日本の成長に向け、都市の強靭化等の施策を一層の連携を図りながら進めていかなければならない。

都は、激甚化する風水害や首都直下地震などへの備えを強化し、不断の取組を進めてきた結果、防災対策は着実に進捗し、減災に寄与している。東京への集中投資は、減災効果が極めて高く、確かな成果に結びつき、国力にも直結するものである。都市機能が集積する首都東京の更なる強靭化のためには、都はもとより、国においても積極的な投資を行うことが重要である。このため、長期にわたる本

プロジェクトの着実な推進に向け、必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に配分するとともに、制度の拡充などを図る必要がある。

また、大規模なインフラ整備等の実施に当たっては、受注者側である建設業の人材確保が重要である。「国土交通省インフラ分野のＡＩ実装に向けた取組方針」によると、インフラ分野では、将来的な技術者・技能者の担い手不足への対応が深刻度を増しており、ＡＩをはじめとする先端技術の積極的な活用による生産性の向上や技術・技能の継承が求められている。これは、公共事業や民間の発注を含め、東京はもとより日本全体にとっても重要な課題である。

今後、都民の安全・安心を確保できる、強靭で持続可能な都市を実現するため、こうした課題に的確に対応しながら、本プロジェクトに位置付けた様々な事業を着実に実施していかなければならない。

＜具体的要求内容＞

（１）「ＴＯＫＹＯ強靭化プロジェクト」の推進に向けて、大規模な風水害や地震、火山噴火などの対策に必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要額を確実に配分するとともに、各種事業の柔軟な運用や必要な制度の拡充・創設などを行うこと。

（２）「ＴＯＫＹＯ強靭化プロジェクト」に位置付けた事業の着実な実施に向け、建設業におけるＡＸ・ＤＸの推進による生産性の向上など、インフラ整備の担い手となる人材の中長期的な確保に向けた取組を強化すること。

参　　考

【ＴＯＫＹＯ強靭化プロジェクトの事業規模】

（１）総事業規模（概算）

総事業規模（概算）	
	うち当初10年間
17 兆円	7 兆円

※本プロジェクトの推進に必要な、2040 年代までの事業規模を示している。
※一部の事業は完了が 2040 年代を越えるものがある。
※「ＴＯＫＹＯ強靭化プロジェクト *upgrade* Ⅰ」公表時点での事業規模であり、今後変更が生じる可能性がある。

（２）事業規模（概算）の内訳

区　分	事業規模（概算）の内訳	
		うち当初 10 年間
激甚化する風水害から都民を守る	7.1 兆円	2.0 兆円
大地震があっても「倒れない・燃えない・助かる」まちをつくる	9.6 兆円	3.8 兆円
噴火が起きても都市活動を維持する	2.1 兆円	0.6 兆円
災害時の電力・通信・データ不安を解消する	1.4 兆円	1.3 兆円
感染症にも強いまちをつくる	0.7 兆円	0.4 兆円

※複数の危機に対する事業があるため、合計は総事業規模と一致しない。

２　総合的な治水対策の推進

１　生命や財産を守る治水事業の推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　建設局）

国土の保全及び国民の生命や財産を守る治水は国の基本的責務であるため、必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

＜現状・課題＞

治水事業は一部を除き法定受託事務であり、国の基本的な責務である。

首都東京では、人口が密集する市街地が形成され、政治、経済等の中枢機能が集積していることから、都民の命と暮らしを守るための治水対策の推進と十分な財源確保が必要不可欠である。

＜具体的要求内容＞

（１）国の基本的な責務である治水事業について必要な財源を確保するとともに、首都東京に対して必要額を確実に配分すること。

（２）災害が発生した地域における災害対策の予算は別枠とし、災害を未然に防止する予防対策の予算について必要な財源を確保すること。

（３）第１次国土強靭化実施中期計画については、令和７年度補正予算として措置されたところであるが、継続的・安定的に取組を進めるため、今後の物価高や賃金水準の高騰等を適切に反映した上で、『「強く豊かな日本」投資枠』の活用を含め、従前の対策を大幅に上回る必要な予算・財源を当初予算において通常費とは別枠で確保し、確実に配分すること。

参　　考

【国土交通省令和８年度予算の動向（予算概要（令和８年２月）より）】

○令和８年度当初の公共事業関係予算は、ほぼ前年並の予算が確保

（単位：億円）

項　　目	令和８年度	令和７年度	対前年度比
国土交通省予算（国費）	52,950	52,753	1.00

※このほかに、東日本大震災からの復興・再生に係る予算が、復興庁予算に計上されている。

※実施中期計画１年目は、令和７年度の補正予算で１兆2,585億円が措置

○国民の生命や財産を守る治水事業への配分状況

（単位：億円）

項　　目	令和８年度	令和７年度	対前年度比
水管理・国土保全局 関係予算（国費）	11,040	10,702	1.03

※このほかに、社会資本整備総合交付金等がある。

※実施中期計画１年目は、令和７年度の補正予算で3,683億円が措置

【東京都における治水事業の動向】

○「2050東京戦略～東京　もっとよくなる～」（令和７年３月）では、「災害の脅威から都民を守る世界で最も強靭な都市」の実現に向けて、都市型水害対策や地震・津波・高潮対策などの取組をより一層推進していくとしている。

○「ＴＯＫＹＯ強靭化プロジェクト」（令和４年12月）においても、都民の安全・安心を確保できる、強靭で持続可能な都市の実現に向けて、東京が直面する５つの危機の一つとして、激甚化する風水害に対する取組を推進していくとしている。令和５年 12 月に策定した「ＴＯＫＹＯ強靭化プロジェクト *upgrade* Ⅰ」においても、気候変動を踏まえ豪雨対策を一層強化するなど、強靭かつ、サステナブルな都市を目指して、取組を加速している。

【東京都における治水対策の必要性】



２　都市型水害対策の推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　建設局・下水道局）

都市型水害対策の推進に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

＜現状・課題＞

都は、時間 50 ㎜降雨に対応可能な護岸、調節池等の整備を進め、水害の早期軽減に努めてきた。しかし、時間 50 ㎜を超える台風や局地的集中豪雨に伴う水害が増加しており、降雨状況の変化への対応が急務となっている。東京は膨大な人・資産・情報が高度に集積された日本の中枢であり、大規模な浸水が発生した際の被害とその影響は、非常に深刻で広範囲なものとなる。

このため現在、年超過確率 20 分の 1 規模の降雨に対応するため、河川整備に当たっては、時間 50 ㎜までの降雨は護岸整備で対応し、それを超える降雨には調節池等で対応することを基本としている。優先度の高い流域においては、環状七号線地下広域調節池や城北中央公園調節池等の大規模施設の整備を実施している。

また、気候変動の影響を踏まえ、「2050 東京戦略～東京 もっとよくなる～」において令和 17 年度までに総容量約 250 万㎥の調節池等の新規事業化を目標として掲げており、神田川など 10 河川において新たな調節池等の事業化に向けた取組を行っている。

今後は、令和５年 12 月に策定した「気候変動を踏まえた河川施設のあり方」を踏まえ、気候変動に対応するための取組を推進していく。

河川整備は、浸水被害の軽減及び気候変動等の課題への対応として必要な事業を行っていくものであり、事業評価においては、都心部における地下空間の高度利用や社会経済上重要な施設などの被害軽減効果の評価や、事業の投資効率性、波及的影響、実施環境といった多角的な観点から総合的に行う必要がある。

下水道施設整備に当たっては、令和５年 12 月に定めた東京都豪雨対策基本方針に基づき、内水氾濫による浸水被害を軽減する取組を推進していく。区部では、早期に被害を軽減するため、浸水リスクが高い 67 地区を重点化し、下水道幹線やポンプ所等の基幹施設を整備する。

多摩地域では、公共下水道の整備や各種排水施設の活用・改修、流域対策など多様な対策手法を組み合わせて内水氾濫による被害の防止を図る。市単独による雨水排除が困難な地域において、複数市にまたがる広域的な流域下水道雨水幹線の整備を進めている。

令和元年東日本台風など近年全国各地で発生している甚大な水害への対応に加え、将来の気候変動による影響を踏まえ、都市型水害対策の一層の推進が求められている。

＜具体的要求内容＞

（１）都市型水害対策を推進するために必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

（２）護岸整備に加え、調節池の大規模事業に必要な財源を確保し、確実に配分すること。

・ 環状七号線地下広域調節池（石神井川区間）
・ 善福寺川上流地下調節池
・ 城北中央公園調節池（石神井川）
・ 石神井川上流地下調節池
・ 境川木曽西調節池

（３）下水道施設の整備を推進し、効果を早期に発現していくため、必要な財源を確保し、確実に配分すること。

【重点地区】

・目黒区上目黒、世田谷区弦巻
・目黒区八雲、世田谷区深沢
・大田区上池台
・世田谷区野毛
・港区白金、品川区上大崎
・品川区戸越、西品川
・中野区東中野、杉並区阿佐谷
・目黒区下目黒
・世田谷区代沢
・杉並区久我山
・豊島区池袋本町
・葛飾区金町
・江戸川区中央　　など計 67 地区

【流域下水道雨水幹線の整備】

・空堀川上流域南部地域

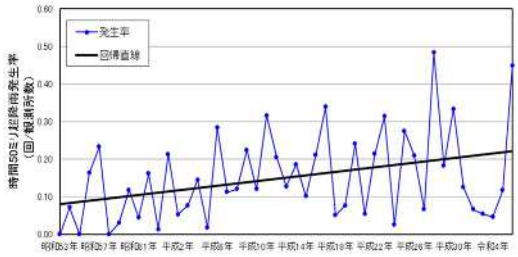
（４）都が実施する気候変動を踏まえた取組を進めるに当たり、必要な助言等を行うこと。

（５）治水経済調査マニュアル（案）における貨幣価値化が困難な項目においても評価手法を示すなど、様々な事業効果を適切に評価できる手法を確立すること。

参　　考

［治水事業］

【近年多発する集中豪雨】



時間 50 ㎜以上の降雨発生率の経年変化



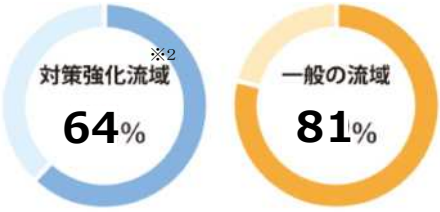
平常時の妙正寺川



平成17年9月豪雨時(時間112㎜)

豪雨による河川の変化

【河川の整備状況】



河川の安全度達成率※1（R8年3月末時点）

※1：河川の目標整備水準に対応する対策（調節池や護岸整備、河床掘削など）の達成度を表す指標

※2：年超過確率20分の1規模の降雨に対応する神田川や野川などの10流域



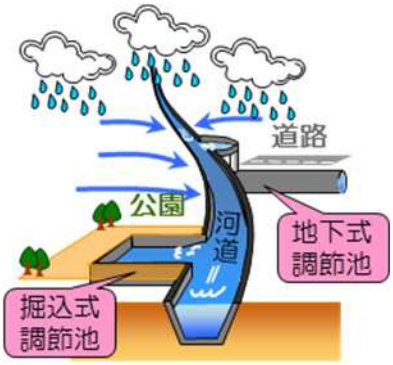
整備前



整備後

護岸の整備前・整備後の状況

【調節池等の整備】



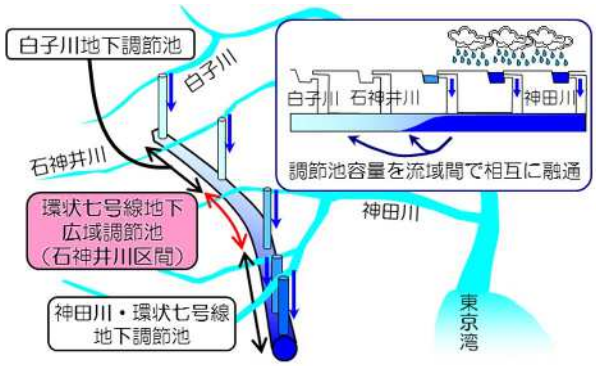
調節池による対応イメージ



城北中央公園調節池整備状況



環状七号線地下広域調節池整備状況



環状七号線地下広域調節池イメージ

［下水道浸水対策事業］

【下水道施設の整備状況】



浸水対策幹線の整備
《呑川増強幹線》



雨水ポンプ所の整備
《勝どきポンプ所》



流域下水道雨水幹線の整備
《空堀川上流雨水幹線》



雨水排水ポンプの増強
《先行待機型ポンプ》

３　地震・津波・高潮対策の推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　建設局）

東部低地帯の河川における地震・津波・高潮対策の推進に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

＜現状・課題＞

東部低地帯の河川では、これまで水門や堤防等の整備を着実に進め、関東大震災時の震度に対する構造物の耐震性と、伊勢湾台風級の高潮に対する堤防の高さを確保してきた。

しかし、東部低地帯の河川では、マグニチュード8.2の海溝型地震など、想定される最大級の地震によって施設の一部が損傷し、津波等により甚大な浸水被害が発生する可能性がある。

このため、都は、このような地震が発生した場合においても各施設が機能を保持し、津波等による浸水を防止するよう、東日本大震災を踏まえて策定した「東部低地帯の河川施設整備計画」（平成24年12月策定）に基づき、堤防や水門・排水機場等の耐震・耐水対策を進めてきた。

さらに、令和４年度からは、耐震対策の対象範囲を拡大した「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」（令和３年12月策定）に基づき、堤防約57㎞、水門等９施設において対策を進めており、早期に対策を完了できるよう取組を推進していく。

また、隅田川などの主要河川については、大地震に対する安全性を高めるとともに、水辺環境の向上を図るため、背後地開発と連携してスーパー堤防等の整備を早期に推進していく必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）地震・津波・高潮対策の推進は、低地帯に暮らす300万人の命と、人口、資産が高度に集積する首都の機能を守るため、待ったなしの課題であることから、東京に必要額を確実に配分すること。

（２）地震・津波対策について、早期に対策を完了できるよう、必要な財源を確保すること。

（３）背後地開発と連携して推進する都のスーパー堤防整備について、必要な財源を確保すること。

参　　考

【東部低地帯の河川施設整備計画】

想定し得る最大級の地震が発生した場合においても、各施設が機能を保持し、津波等による浸水を防止するとともに、地震後に発生する高潮に備える。



４　ソフトとハードの連携した土砂災害対策の推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　建設局・都市整備局）

ソフトとハードの連携した土砂災害対策を推進するため、砂防関係事業及び土砂災害防止法に基づく基礎調査について必要な財源の確保、制度拡充等を図ること。

＜現状・課題＞

都内には土砂災害警戒区域が約 16,000 か所存在しており、台風等による豪雨でがけ崩れ等の土砂災害が毎年発生している。平成 25 年伊豆大島では、24 時間雨量 824 ㎜に達する記録的な豪雨により甚大な土砂災害が生じ、多くの尊い人命、財産が失われた。

また、令和元年東日本台風では、多摩地域を中心に日雨量 600 ㎜を超える記録的な豪雨となり、人的被害はなかったものの土石流や多くのがけ崩れが発生した。今後も気候変動の影響による記録的な豪雨に伴う同様の土砂災害の発生が懸念されており、土砂災害対策の推進が望まれている。

都における砂防施設整備等のハード対策は、避難所などの保全対象の重要度や災害発生の危険度を考慮して箇所ごとの緊急性を評価するなど、計画的に整備を推進している。しかしながら、全ての土砂災害のおそれのある箇所で対策を実施するには、膨大な費用と時間を要することから、ハード対策の着実な推進とともに、警戒避難体制の確立に必要となる土砂災害警戒区域等の指定などのソフト対策を充実させていくことが重要である。

都では、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づく基礎調査（１巡目）による区域指定が、令和元年９月末に全域で完了した。土砂災害防止法では、おおむね５年ごとに基礎調査を行うことを規定しており、都は、前回調査から５年経過した箇所において、２巡目以降の基礎調査を計画的に進めている。開発需要の高い都内では、多くの箇所で地形改変が行われるため、新たな危険箇所の発生状況を把握し、継続的に確認していくためにも２巡目以降の基礎調査の重要度は高い。

一方、土砂災害防止法に基づく基礎調査に必要な財源は、地方交付税交付金により手当されているが、都は不交付団体のため他の道府県に比べて著しく不利な措置となっている。

さらに、区市町村からは、区域指定に伴う土地利用制限が地価に影響を与える場合の固定資産税収減に対する財政上の支援措置や、避難所等の移転、区域指定解除や安全対策のための防災工事、既存建築物の補強に関する支援措置の創設・充実、地方単独事業による防災インフラの整備を対象としている緊急自然災害防止対策事業債の恒久化を求める要望がある。

このほか、活火山を多く抱える伊豆諸島では、火山噴火に伴う泥流や溶岩流の発生により、渓流周辺の平地に集中している人家等が被害を受ける危険性がある

ため、火山砂防事業の推進が急務となっている。

＜具体的要求内容＞

（１）砂防事業、火山砂防事業、地すべり防止事業及び急傾斜地崩壊対策事業を着実に推進するため、必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

（２）土砂災害防止法に基づく基礎調査を今後も計画的に実施していくため、東京都が地方交付税交付金の不交付団体であることを勘案し、防災・安全交付金の配分に配慮するなど必要な財源を確保すること。

（３）土砂災害特別警戒区域の指定に伴い、市町村が固定資産税評価額の評価を行った際に、財政上の負担が生じないよう支援措置を講じること。

（４）土砂災害警戒区域等の指定に伴い、避難所や要配慮者利用施設を区市町村や施設管理者が区域外に移転する場合の財政上の支援措置の一層の充実を図ること。

（５）土砂災害警戒区域内における区域指定解除や安全対策のための防災工事に対し、区市町村が助成や直接工事などを行う際の財政上の支援措置の創設・充実を図ること。

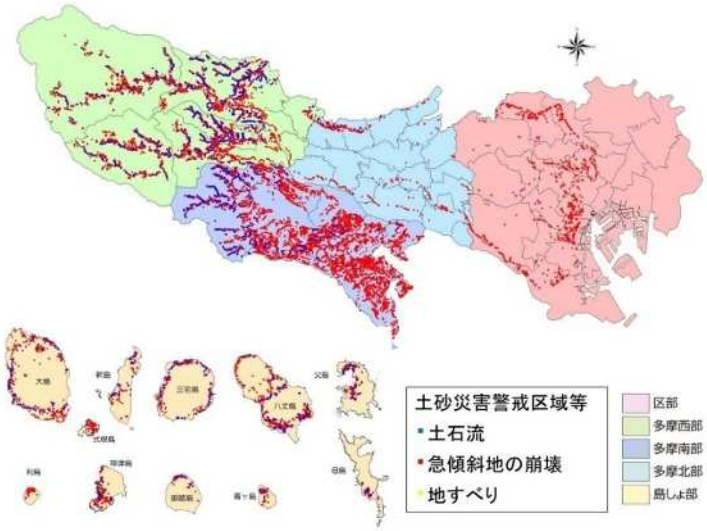
　また、既存建築物の所有者が実施する補強に対しては、住宅・建築物安全ストック形成事業の一層の充実を図ること。

（６）地方単独事業として、緊急に自然災害を防止するために行う事業を対象としている緊急自然災害防止対策事業債について、恒久化を検討すること。

参　　考

【都内の土砂災害警戒区域等の分布状況】

○土砂災害警戒区域が、約 16,000 か所存在



【土砂災害警戒区域等の指定状況】

＜令和８年８月末時点＞

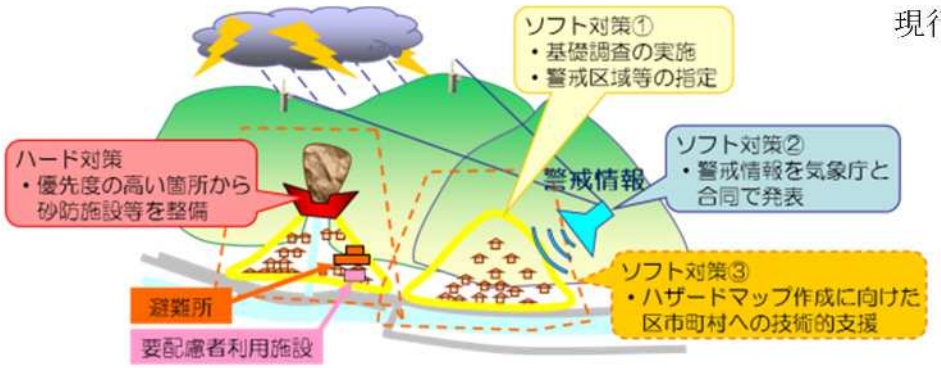
指定済み箇所数
土砂災害警戒区域 15,745 か所
土砂災害特別警戒区域 13,766 か所

【整備状況】

＜令和８年８月末時点＞

区　　分	全体計画 A	整備状況 B
砂防事業	192渓流	130渓流
急傾斜地崩壊対策事業	71地区	62地区
地すべり対策事業	14地区	13地区

【ソフトとハードが連携した土砂災害対策のイメージ】



【基礎調査の国費率】

現行　１／３

５　水辺空間のにぎわいの創出及び緑化の推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　建設局）

水辺空間におけるにぎわいの創出及び緑化の推進に必要な財源の確保及び制度充実を図ること。

＜現状・課題＞

都では、都市に残された貴重なオープンスペースである河川において、水害に対する安全対策のみならず、隅田川のテラス整備や緑化の推進など人々が水辺に親しめる空間の整備を推進し、河川空間の魅力向上に努めてきた。

更なる水辺空間の魅力向上のためには、周辺の観光拠点等との結びつきを強め、地域のにぎわいを相乗的に高めていくことが重要であるとの観点から、隅田川下流域の浅草や両国等のエリアにおいては、背後地の民間事業者や地元区と連携し、水辺とまちの一体的なにぎわい空間の創出に向けた取組を進めるとともに、テラスの連続化や夜間照明などの水辺の動線強化等を推進している。

一方、国においても、平成 23 年４月に「河川敷地占用許可準則」の改正を行い、地域活性化のための飲食店やオープンカフェ等について、営業活動を行う事業者等による占用が可能となったほか、水辺とまちをつなげる、水辺と人をつなげるミズベリング・プロジェクトを継続的に実施するなど、水辺空間の利用や民間活力の積極的な活用等の取組を推進している。

さらに、令和５年６月には、「隅田川等における未来に向けた水辺整備のあり方」を取りまとめ、水辺整備の今後の方向性と取組イメージを示した。

このあり方を踏まえ、今後は、水辺のゆとり・うるおい・にぎわいをつなぐため、水辺の動線強化の更なる推進やウォーカブルな水辺空間の創出、オープンテラス等の恒常的な利活用の促進など、隅田川下流域の取組を拡充するとともに、上流域等の新たなエリアへ展開していく。

また、これまで整備してきた点在する既存の緑をネットワーク化することによって都市環境の改善を図るなど、水辺空間の緑化を推進していくことも必要である。

＜具体的要求内容＞

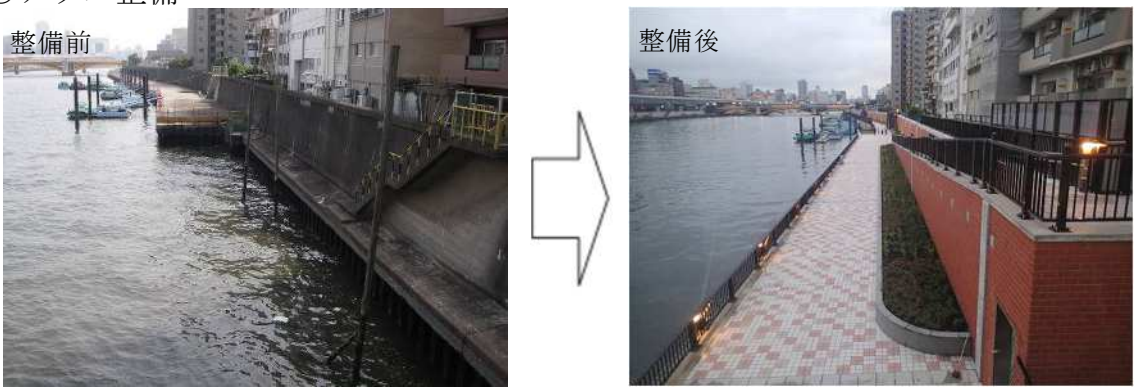
（１）水辺空間のにぎわいづくりを推進するために必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

（２）水辺空間の緑化を推進するために必要な財源を確保するとともに、交付金制度の充実を図ること。

参　　考

【にぎわいづくりの取組事例】

○テラス整備



○河川敷地を活用したオープンカフェ



○両国リバーセンター



【河川緑化の取組事例】

○大栗川の護岸緑化



６　水質浄化の推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　建設局）

良好な水質を維持し、都民が水辺に親しめるようにするため、計画的なしゅんせつについて必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

＜現状・課題＞

都はこれまでに、環境基本法（平成５年法律第 91 号）に基づき水質浄化の取組を進めてきた。

しかし、隅田川、新河岸川及び日本橋川をはじめとする感潮河川では、一部区間において河床に堆積した汚泥により水質の悪化や悪臭の発生が見られ、こうした悪臭の発生等が快適で魅力ある水辺空間の形成を阻害する要因の一つともなっている。

このため、引き続き汚泥のしゅんせつ等の水質浄化対策を進めていく必要がある。しゅんせつに当たっての底質調査では、隅田川等においてダイオキシン汚染土等の有害物質が確認されており、これらの有害物質の処分のため、今後の費用の増大が懸念されている。

河川の水質改善により良好な水辺空間を創出することで、都民が水辺に親しむことができるように、計画的にしゅんせつを実施していく必要がある。

＜具体的要求内容＞

計画的なしゅんせつについて必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

７　流域貯留浸透事業の推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　建設局・都市整備局）

流域における雨水の流出を抑制するため、グリーンインフラの導入も含めて流域貯留浸透事業の推進に必要な財源の確保、国費率の引上げ及び制度拡充を図ること。

＜現状・課題＞

都は、河道などの治水施設の整備に加え、総合治水対策の一環として、流域における雨水の流出を抑制するため、都の関連施設に加え、関係区市町村とも協力して公共施設への貯留浸透施設の設置や透水性舗装の実施などを推進している。

令和３年度より、特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）に基づき指定された特定都市河川流域で実施する流域貯留浸透事業は、個別補助事業として補助率が２分の１へと引き上げられたが、特定都市河川流域以外で実施する事業の補助率は３分の１となっている。

また、令和６年度より交付金事業である流域貯留浸透事業の採択要件が、これまでの 300 ㎥以上から、複数で 500 ㎥以上の貯留浸透機能を持つ施設とされた。一方、特定都市河川流域で実施する個別補助事業は、これまでどおり 300 ㎥以上となっている。

雨水流出抑制をより一層進めるために、自然環境が有する機能を社会課題の解決に活用するグリーンインフラの導入を推進する取組の加速が求められている。

＜具体的要求内容＞

（１）流域貯留浸透施設の整備について必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京への確実な配分と国費率の引上げを図ること。
（２）あらゆる河川において１施設 300 ㎥未満の小規模な貯留浸透施設についても取組を推進できるよう、特定都市河川流域以外を含む個別補助事業の採択要件を緩和すること。
（３）レインガーデンなど雨水流出抑制に資するグリーンインフラの整備について補助の対象とすること。

参　　考

【整備状況】

＜令和８年３月末時点＞

区　　分	整備状況
流域貯留浸透施設（Ｓ58～）	114か所

８　海岸保全事業の推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　建設局）

伊豆諸島等における海岸保全事業について必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

＜現状・課題＞

我が国は、台風、地震、津波などに対し、厳しい地理的・自然条件にあることから海岸災害が多発しており、東日本大震災においても甚大な海岸災害が発生した。

また、海岸侵食も顕在化してきており、放置すれば貴重な国土が失われることになり、その保全は極めて重要である。

伊豆・小笠原諸島沿岸は、海岸背後の平坦な場所に人口・資産の多くが集中している。

また、島しょ地域沿岸は豊かな海洋自然環境が広がり、島の貴重な観光資源となっている。

このことから、自然環境へ配慮しつつ、台風、低気圧、季節風等による波浪・高潮等から人命・財産及び国土を保全するため、これまで以上に着実な海岸保全事業の推進が求められている。

このような状況の中、都は、比較的発生頻度の高い津波に対して防護機能を確保するためのハード対策や、発生頻度が極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波に対して、住民等の避難を軸にしたソフト対策を進めている。

また、平成 26 年６月の海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）改正において、海岸保全施設の維持又は修繕に関する規定が明確化され、予防保全の考え方に基づいた維持管理の徹底が求められているところである。令和４年度からは個別補助制度の海岸メンテナンス事業が創設され、海岸保全施設の老朽化対策や施設機能の向上を図る整備を計画的かつ集中的に推進している。都においても、伊豆・小笠原諸島に、台風や冬季の波浪など厳しい自然条件にさらされている海岸保全施設が多数あり、計画的な維持又は修繕により、所要の防護機能を確保していく必要がある。

さらに、国は、令和２年に気候変動による影響を踏まえて海岸保全基本方針を変更しており、都においても、令和７年３月に「伊豆小笠原諸島沿岸海岸保全基本計画」を改定した。今後は、改定した海岸保全基本計画に基づき、海岸保全事業を検討及び実施していく必要がある。

このほか、海岸の一部で侵食が見られるものの保全対象が少ないなど国の交付要件に合致しないため、侵食対策事業の実施が困難な海岸がある。

＜具体的要求内容＞

（１）海岸保全事業を推進するために必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

（２）計画的な維持又は修繕による海岸保全施設の予防保全型管理を進めるために必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。
（３）伊豆諸島等は常に外洋に面しており、全国的に見ても波浪条件が厳しいという特殊性を踏まえ、侵食対策事業における採択要件を緩和すること。

参　　考

【海岸施設の状況】



波浪による侵食（新島）



老朽化による施設の破損状況（三宅島）

3　東京港の高潮・地震・津波対策の推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　港湾局）

都民の生命と財産を守り、首都東京の中枢機能を確保するため、東京港における高潮・地震・津波対策を早急に講じられるよう、必要な財源を確保すること。

＜現状・課題＞

日本の中枢機能が集中する首都東京に大規模地震が発生し、海岸保全施設の機能が失われると、約 300 万人が暮らす沿岸部低地帯に海水が浸入し、甚大な被害を受けるおそれがある。

また、将来の気候変動に伴う海面水位の上昇や台風の強大化等による被害の拡大も懸念されている。

首都東京が機能不全に陥れば、我が国の社会・経済活動、国民生活への影響は計り知れない。

こうした状況を踏まえ、海岸の保全や防潮堤・水門等の海岸保全施設の整備に関する事項を定めた法定計画である「東京湾沿岸海岸保全基本計画[東京都区間]」に基づき、海岸保全施設の耐震性強化や気候変動の影響を考慮した機能強化を図るなど、東京港における高潮・地震・津波対策を強力・早急に推進する予定である。

＜具体的要求内容＞

最大級の地震や台風に備え、水害から都民の生命・財産、首都東京の中枢機能を守るため、新砂水門などの耐震性強化や気候変動の影響を考慮した京浜運河沿いの防潮堤の嵩(かさ)上げなど、東京港における高潮・地震・津波対策を強力・早急に講じられるよう、必要な財源を確保すること。

４　大規模水害対策の推進

１　大規模水害対策の推進

（提案要求先　防災庁・国土交通省）
（都所管局　総務局・建設局）

人口や産業が集積した首都圏では、荒川や利根川、多摩川等の国が管理する大河川が氾濫し、大規模水害が発生した場合には、被害が甚大となるため、国が責任を持って、大規模水害対策を確実に推進すること。

＜現状・課題＞

平成 27 年の関東・東北豪雨、平成 30 年７月豪雨、令和元年東日本台風による豪雨、令和２年７月豪雨や令和８年８月千葉豪雨など、近年、各地で大規模水害が発生している。都内においても、令和元年東日本台風により多摩川がいっ水し、浸水被害が発生するなど大規模水害の危険性は増している。こうした膨大な避難者や甚大な経済被害が想定される大規模水害については、荒川や利根川などの大河川を管理する国が、責任を持って地方自治体を越えた総合的な対策に取り組むことにより、被害の軽減等を確実に推進することが極めて重要である。

国は、平成 28 年６月に中央防災会議防災対策実行会議の下に、「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」を立ち上げ、平成 30 年３月に報告書を公表し、洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難に関する基本的考え方を示した。この報告書を踏まえ、首都圏における大規模水害時の広域避難の実装に向け、行政機関等の関係機関が連携して取り組むべき事項について整理するとともに、関係機関間の連携・役割分担の在り方について検討するため、同年６月、内閣府と都が共同で「首都圏における大規模水害広域避難検討会」を設置した。同検討会は、令和３年６月に「大規模水害時における住民避難の考え方と今後の取組方針」を取りまとめ、広域避難だけではなく、現実的に対応可能な複数の避難行動を組み合わせて、大規模水害時の住民避難を検討していくことが重要とし、さらに、安全な避難先として、親戚・知人宅等の避難先を住民が自ら確保し、自主的に避難することを強く推奨するとした。そして、令和４年３月には、同検討会の報告として「広域避難計画策定支援ガイドライン」を取りまとめ、今後は、同ガイドラインに基づき、避難手段・誘導等を踏まえた広域避難計画を策定することとした。

令和４年６月には、同ガイドラインを踏まえ、広域避難計画等の策定に向けた具体的な検討を行うため、内閣府と都が共同で「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」を設置し、令和５年３月には、広域避難先の開設運営方法等の具体化や、適切な避難行動につながる情報発信・伝達の在り方に関する検討成果を報告書として取りまとめた。令和６年３月には、避難までのリードタイムが長く、かつ関係機関が行政、交通事業者、報道機関等と多岐にわたる広

域避難の特殊性を踏まえ、全ての機関が共通認識の下、各々が実施する対応、行動についてタイミング、内容を共有するためのタイムラインを取りまとめた。令和７年３月には、行政区域を越える住民の避難が必要な自治体が策定する広域避難計画のベース（ひな型）となる「首都圏大規模水害広域避難計画モデル」を取りまとめた。

令和７年７月、同モデルを踏まえ、都及び都内自治体等が予定する東京東部低地帯における大規模水害時の広域避難に係る計画や、要領等の策定又は改定に資する検討などを行うことを目的に、都は、都内自治体や関係機関を構成員等とする「東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会」を設置し、東京東部低地帯における大規模水害時の広域避難を中心とする住民避難に係る検討や課題整理等を行ってきた。

令和８年９月には、同検討会の成果として、発災前の段階からの広域避難を中心とした住民避難に関し、都・関係自治体間で共有すべき基本的な考え方、役割分担及び情報共有のタイミング等を報告書に取りまとめた。

都は、本報告書を踏まえ、広域自治体としての具体的な取組や関係区との連携手順等を定めた広域避難に係る対処要領を策定することとしている。

一方、東部低地帯において大規模水害が発生した場合、住民の孤立が同時多発的に生じ、迅速な救出・救助が困難となることで住民の生命に関わる深刻な被害が発生する懸念がある。

また、大規模水害においては、大規模地震における具体的な応急対策活動に関する計画のような、発災初動期における全国からの広域応援部隊の派遣方針と具体的な手順等を定めた計画が策定されていない。

人的被害の最小化を図るためには、発災前の広域避難を中心とした避難対策のみならず、発災後の救出・救助活動等についても、国をはじめ関係機関による検討が必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）大規模水害時において、東京東部低地帯からの百万人単位の行政区域を越える避難は、地方自治体だけでは十分な対応が困難な課題であり、令和元年東日本台風で顕在化した事象も踏まえ、避難手段の確保や誘導等、国は強いリーダーシップを持って対策を推進すること。

（２）大規模水害対策に係る現行制度の改善や新たな仕組み・体制を構築する場合には、地方自治体の意見を十分に取り入れること。

　また、地方自治体などが行う新たな対策については、必要な財源などの措置を講じること。

（３）災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）において、防災基本計画に明記している「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本原則を明確にするとともに、居住地域の災害リスクに関する情報の把握や、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先の確保についても住民の責務と明示するなどの改正を行うこと。

（４）荒川水系河川整備計画に記載された調節池群や京成本線荒川橋梁（りょう）架替、多摩川緊急治水対策プロジェクトに位置付けられた河道掘削など、大河川の氾

濫を防止する治水対策の着実な推進とともに、既存施設の維持管理を適切に行うこと。

（５）荒川や利根川など大河川の洪水や、高潮による氾濫が発生した場合、東部低地帯が広範囲かつ長期間浸水するおそれがあるため、早期の排水に向け、体制の充実を図ること。

（６）荒川等において洪水が発生した場合の住民の救出・救助活動等について、国は、中央防災会議などで必要な議論を行うことや、救出・救助を含む応急対策活動の具体的な方針や手順等を定めた計画を策定するなど、具体的な方策を検討すること。

２　荒川第二・第三調節池の整備推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　建設局）

首都圏の洪水被害の防止・軽減を図る、荒川第二・第三調節池の整備を積極的に推進すること。

＜現状・課題＞

荒川は、その氾濫原内に人口・資産が集積している東京都及び埼玉県を貫流する国土管理上最も重要な河川の一つであり、大規模な氾濫が発生した場合には、首都圏に甚大な被害を与えることとなる。

「荒川水系河川整備計画」においては、戦後最大洪水である昭和 22 年９月洪水（カスリーン台風）と同規模の洪水が発生しても災害の発生を防止することを整備水準の目標としている。計画では基本高水のピーク流量 11,900 ㎥／s（岩淵地点）に対し、洪水調節施設により 5,700 ㎥／s を調節することとしているが、現在完成した４施設（荒川第一調節池、二瀬ダム、浦山ダム及び滝沢ダム）だけではいまだ洪水調節量が不足している状況にある。このため、令和３年 12 月には荒川水系治水協定を見直し、荒川第一調節池内の荒川貯水池において更なる事前放流による洪水調節が可能となった。

荒川第二・第三調節池は、荒川の氾濫を防止し、下流に位置する首都東京の洪水被害の軽減を図るため、極めて重要な施設であり、着実な整備が必要である。

また、令和 12 年度の完成に向けて工事を進める中で、段階的な効果発現を図るため、既存の横堤等を活用し、約 1,200 万㎥の洪水調節容量を確保している。

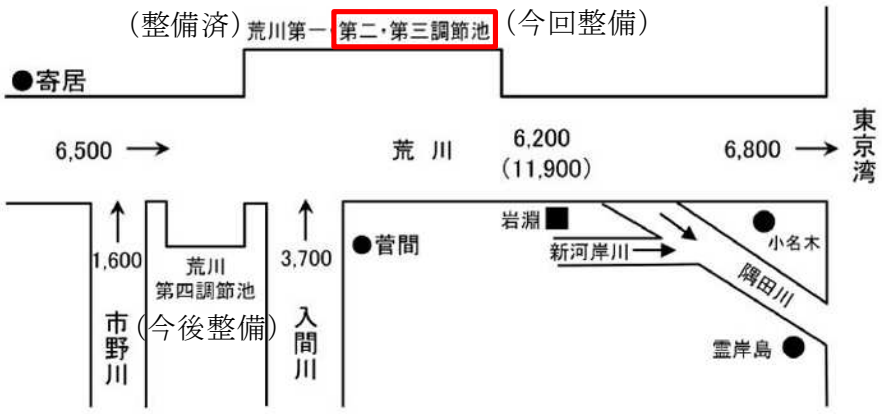
令和８年度は囲ぎょう堤の築堤工事等を施工しており、引き続き、流域の安全性の早期向上に向け、取り組んでいく必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）荒川の氾濫を防止し、首都東京の洪水被害を軽減する荒川第二・第三調節池の整備を着実に推進し、流域の安全性を早期に向上させること。
（２）事業の実施に当たっては、徹底したコスト縮減に努めること。

参　　考

【流量配分図】（荒川水系河川整備計画【大臣管理区間】（変更）令和２年９月）



（m³/s）

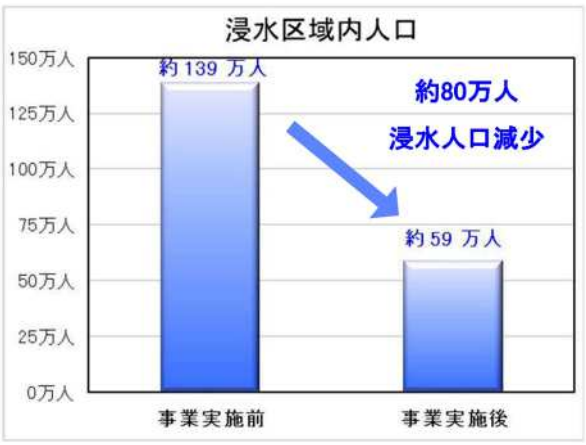
※（　）は、ダム等の洪水調節施設がない場合の流量

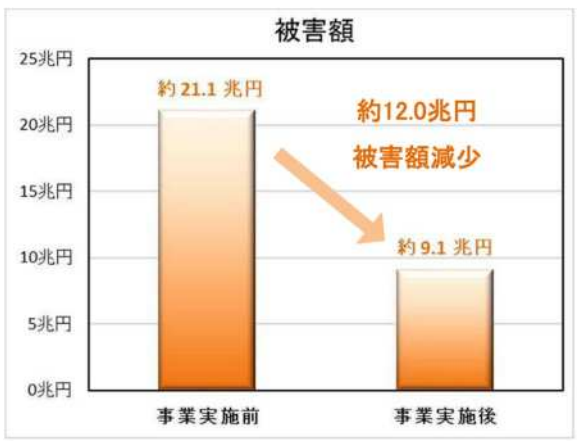
【整備効果（整備計画規模１／１００）】

荒川直轄河川改修事業（荒川第二・第三調節池）＜大規模改良工事＞

事業再評価時　説明資料







３　京成本線荒川橋梁架替事業の推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　建設局）

首都東京の洪水被害の防止・軽減を図る京成本線荒川橋梁架替事業を積極的に推進すること。

＜現状・課題＞

荒川下流部の東部低地帯に位置する京成本線荒川橋梁周辺の堤防は付近に比べて低くなっている。

本橋梁周辺の江東五区（墨田区、江東区、足立区、葛飾区及び江戸川区）には、約 250 万人の都民が生活しており、人口・資産が高度に集積する地域となっていることから、ひとたび大規模な氾濫が発生した場合には、その被害は極めて甚大なものとなる。

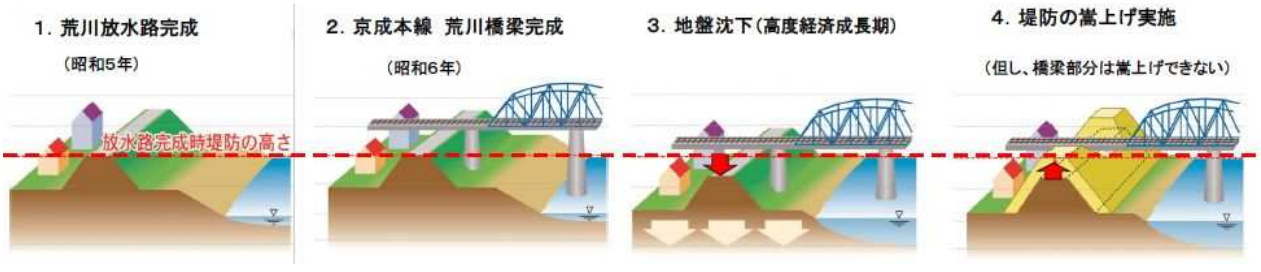
令和３年 10 月には、架け替え完了までの間の応急的な対策として、堤防切り欠き部にパラペットが整備され、令和５年２月に橋梁基礎工などの架替工事に本格的に着手されたところである。首都東京の洪水被害の防止・軽減を図るためには、本橋梁を架け替え、必要な堤防高を確保していくことが急務であることから、引き続き、事業効果の早期発現に向けて取り組んでいく必要がある。

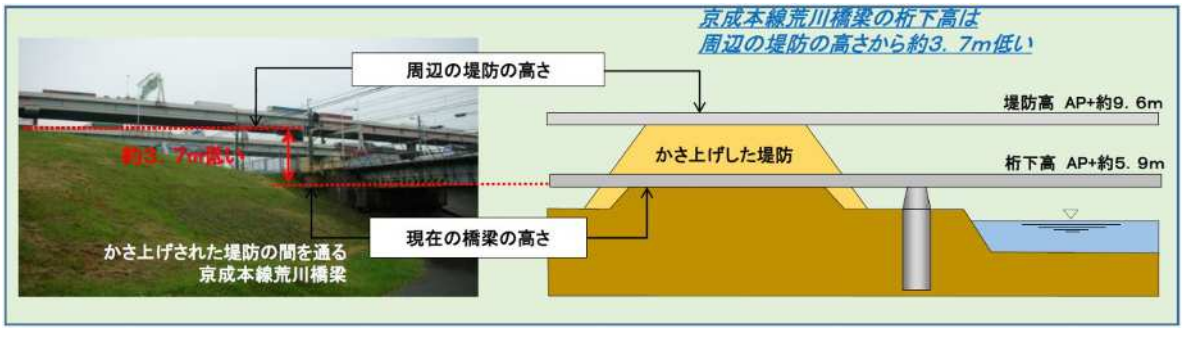
＜具体的要求内容＞

（１）京成本線荒川橋梁架替事業を推進し、事業効果の早期発現を図ること。
（２）事業の実施に当たっては、工期を遵守し着実に事業を進めるとともに、事業完了まで徹底したコスト縮減に努めること。

参　　考

【荒川下流特定構造物改築事業　事業再評価資料（令和３年 12 月１日）】
（上：変遷、下：橋梁周辺の状況）





４　高規格堤防事業の推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　建設局・都市整備局）

首都圏の洪水や地震に対する安全性を高め、まちづくりにも寄与する高規格堤防事業を着実に推進すること。

＜現状・課題＞

直轄管理河川における高規格堤防事業は、首都圏を洪水から守るとともに、まちづくりを進めていく上で重要な事業であり、その構造的特徴から破堤しにくいだけでなく、地震時の液状化等にも強いため、震災対策としても有効である。

東京は、河川の氾濫原に多くの人口・資産等が集積しており、東部低地帯に300万人が暮らしているなど、水害から都民の命と暮らしを守るためには堤防の安全性向上は特に不可欠である。

現在、篠崎公園地区（江戸川）や新田一丁目地区（荒川）、西新小岩地区（荒川）において事業が進められているが、首都東京の安全性を高めていくためには、今後も積極的に事業を推進していく必要がある。

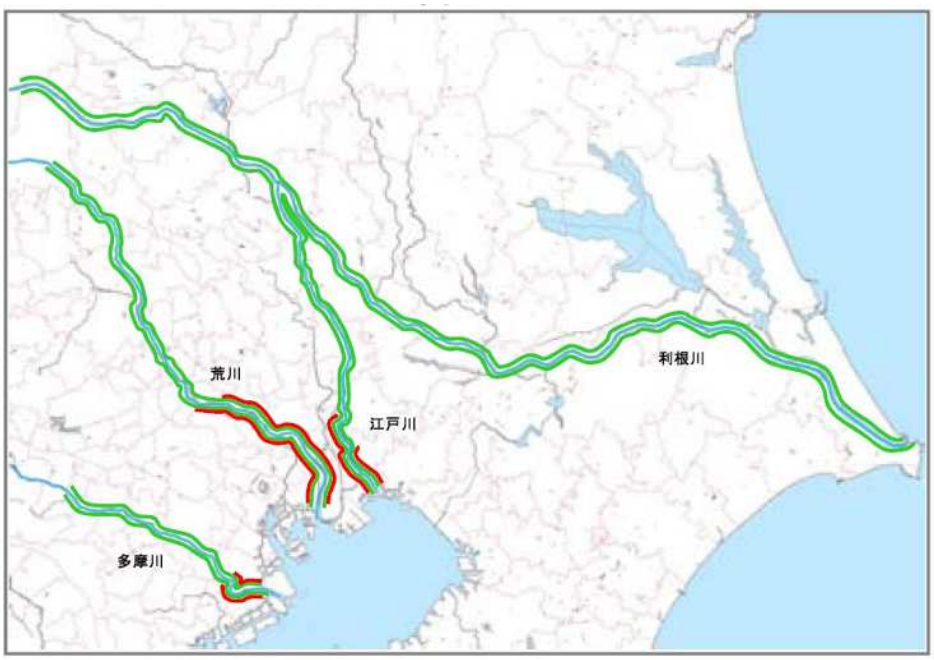
また、現行の直轄事業負担金の負担割合は３分の１と、一般的な河川改良事業並の負担割合となっている。一方で、例えば、道路事業では、高速道路の負担金（新直轄方式）について都県の負担は４分の１となっている。

＜具体的要求内容＞

（１）地震や豪雨による水害から都民を守るため、土地区画整理事業等と連携し、早期の事業着手と一層の整備促進を図ること。
（２）高規格堤防事業の実施に当たっては、地元の意見聴取を丁寧に実施するとともに共同事業者に十分な説明責任を果たし、コスト縮減に努めること。
（３）高規格堤防事業の直轄事業負担金について、負担軽減を図ること。

参　　考

【高規格堤防事業対象河川図（首都圏）】



※出典：平成２４年度予算決定概要

【高規格堤防断面図（イメージ）】



【直轄事業負担金の負担率】

直轄事業		国	都県
河川事業	その他の改良事業 （高規格堤防事業含む）	２／３	１／３
	大規模改良事業	７／10	３／10
道路事業	高速自動車国道 （新直轄方式）	３／４	１／４
	一般国道（直轄国道）	２／３	１／３

５　災害対策としての高台まちづくりの促進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　都市整備局）

低地部において、土地区画整理事業等と高規格堤防整備事業の一体実施など、高台まちづくり（高台・建物群）を促進するために必要な措置を講じること。

＜現状・課題＞

近年の気候変動により水害が激甚化していること等を踏まえ、防災まちづくりを強力に推進していくため、令和２年１月に国と都により「災害に強い首都「東京」の形成に向けた連絡会議」を設置した。会議では、まちづくりによる高台化の推進や、再開発事業による避難スペースを上部階に確保した建築物の整備など、幅広く検討を進め、同年 12 月に取りまとめとなる「災害に強い首都「東京」形成ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を公表した。翌年３月、高台まちづくり（高台・建物群）の推進に向け、ビジョンで取りまとめた方策の具体化を図るため、連絡会議の下に、地元区も含めた「高台まちづくり推進方策検討ワーキンググループ」を設置し、地域の避難計画とも連携しながら、モデル地区ごとに検討を行っている。令和８年３月の第６回「災害に強い首都「東京」の形成に向けた連絡会議」において、７カ所の新規モデル地区追加、段階的整備目標設定や新規補助の創設を盛り込んだ「災害に強い首都「東京」形成ビジョン（改定版）」を令和８年６月に公表した。

都においては、令和５年末「ＴＯＫＹＯ強靭化プロジェクト *upgrade* Ⅰ」を公表し、荒川・江戸川・多摩川の破堤を想定した備えとして、短期から長期までを見据えて高台まちづくりを推進していくこととした。また、国においては令和５年７月に「国土強靭化基本計画」が改定され、首都圏等の日本経済を支える大都市を壊滅的な水害から守るため、ゼロメートル地帯等における高規格堤防の整備推進などが位置付けられた。

高台まちづくりの手法の一つである高規格堤防整備の推進には土地区画整理事業等との連携が有効であるが、実施に当たっては、住民等との合意形成や、土地区画整理事業施行者の財政的負担などの課題がある。このため、先行する篠崎地区をモデルに事業スキームを構築することで、他のモデル地区における取組も推進していく。

また、避難スペースを確保した建築物等の整備・確保等による建物群の形成については、自然災害が発生した場合における居住者等の安全確保のために必要な施設整備に対する支援制度として、令和３年度に「都市安全確保拠点整備事業」が創設された。

さらに、浸水切迫時の垂直避難先となる建物内避難者受入れスペースの整備に対する既存の補助制度である「一時避難場所整備緊急促進事業」を含む形で、避難経路となるデッキの整備、被害軽減のための浸水対策改修など、住宅市街地における水害対策を総合的に支援する「住宅市街地総合整備事業（水害対策型）」

が令和８年度に新たに創設された。
その大半が浸水区域となる東部低地帯等の各区においては、水害時の避難スペースとなる高台確保に向け、こうした事業の適用を速やかに図っていくことが求められている。
引き続き、地元自治体も含めた事業者への支援ひいては高台まちづくりの推進につなげられるよう、国や地元自治体と連携してモデル地区等での具体的な取組の中で生じた意見や課題等を踏まえ、速やかに制度の充実を図っていく必要がある。
加えて、公共施設等での避難スペースの整備・確保の推進に当たっては、高速道路高架部を緊急安全確保先の一つとして一時的に活用できるよう、都、高速道路会社及び地元区と協定を締結し、本取組の実行性を確認し、取組の熟度を高めている。

＜具体的要求内容＞

（１）土地区画整理事業等と高規格堤防整備事業の一体実施を一層促進するため、以下の措置を講じること。特に、先行する江戸川区篠崎地区においては事業化に向けた具体的な取組を進めること。
① 地元自治体の意向や高台の不足状況を踏まえ、高規格堤防を都市計画に位置付ける等、河川事業が先導して高台まちづくりが進められる実効力のある仕組みを活用し、モデル地区等での事業化に向けて連携すること。
② 住民等の合意形成が円滑に進められるように、高規格堤防整備事業に係る地権者の直接移転先となる種地の確保を河川事業側でも行うこと。
③ 高規格堤防整備事業と土地区画整理事業等の一体実施における費用負担の在り方について検討すること。
④ 川裏法面の宅地としての利用や、堤防天端道路の建築基準法上の道路としての活用を可能とすること。
⑤ 高規格堤防整備事業と一体的に実施する土地区画整理事業において、住民等の合意形成が円滑に進められるように高規格堤防整備事業の用に供するため使用された土地での建替家屋に対する不動産取得税及び固定資産税（家屋）の減税措置については、引き続き期間延長及び恒久化について検討すること。
（２）「都市安全確保拠点整備事業」及び「住宅市街地総合整備事業（水害対策型）」については、地元自治体も含めた事業者への支援ひいては高台まちづくりの推進につなげられるよう、支援対象の拡大や予算確保を行うとともに、モデル地区等における高台まちづくりの具体的な取組の中で生じた意見や課題なども踏まえ、地域特性を踏まえた支援についても引き続き検討を行うこと。
（３）大規模水害時において、高速道路高架部を緊急安全確保先の一つとして一時的に活用できるようになったが、引き続き、都、高速道路会社及び地元区等と連携すること。

６　大規模水害時における排水対策の推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　建設局・港湾局・下水道局）

東部低地帯における高潮や荒川の洪水等による大規模水害時において、迅速な救助、早期復旧・復興に向けた排水対策を、都と連携して推進すること。

＜現状・課題＞

東京の東部低地帯では、地盤面が海面又は河川水位よりも低い地域が広範囲に広がっているため、高潮や洪水等により、大規模な水害が発生すると、長期間にわたり浸水が継続することが想定される。

このため、都は、「大規模水害時の排水作業準備計画検討委員会」を設置し、国が策定した荒川や利根川などの排水作業準備計画と整合を図りつつ、高潮浸水想定区域図に基づく「東京都における排水作業準備計画」を令和４年８月に公表した。大規模水害発生時には、これらの準備計画を踏まえた排水計画を作成し、排水作業を実施することとしている。

また、大規模水害時にも必要な排水施設となる排水機場等について、耐震・耐水対策を推進するなど、浸水期間の短縮に向けた取組を進めている。

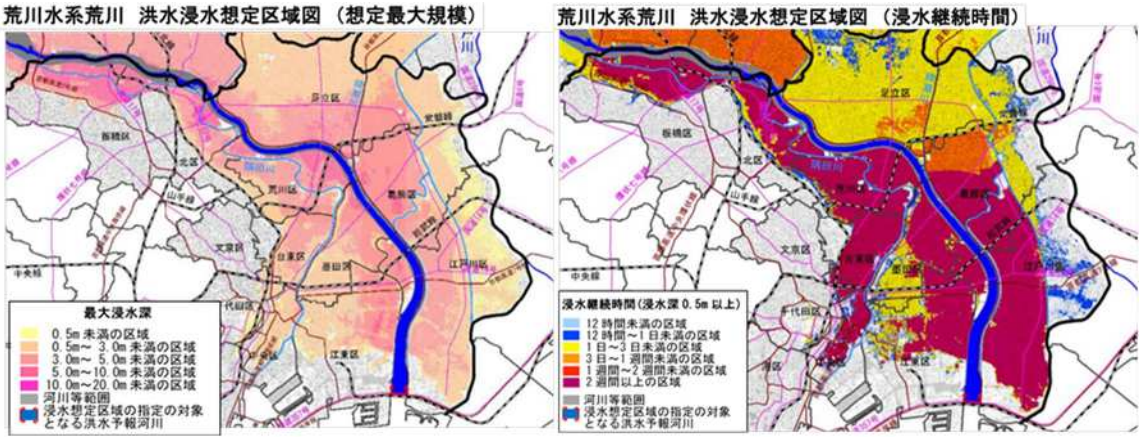
大規模水害発生後、早期に復旧・復興を図るには、速やかな排水により浸水を解消することが重要であるため、国と都が連携して、排水対策を進めていく必要がある。

＜具体的要求内容＞

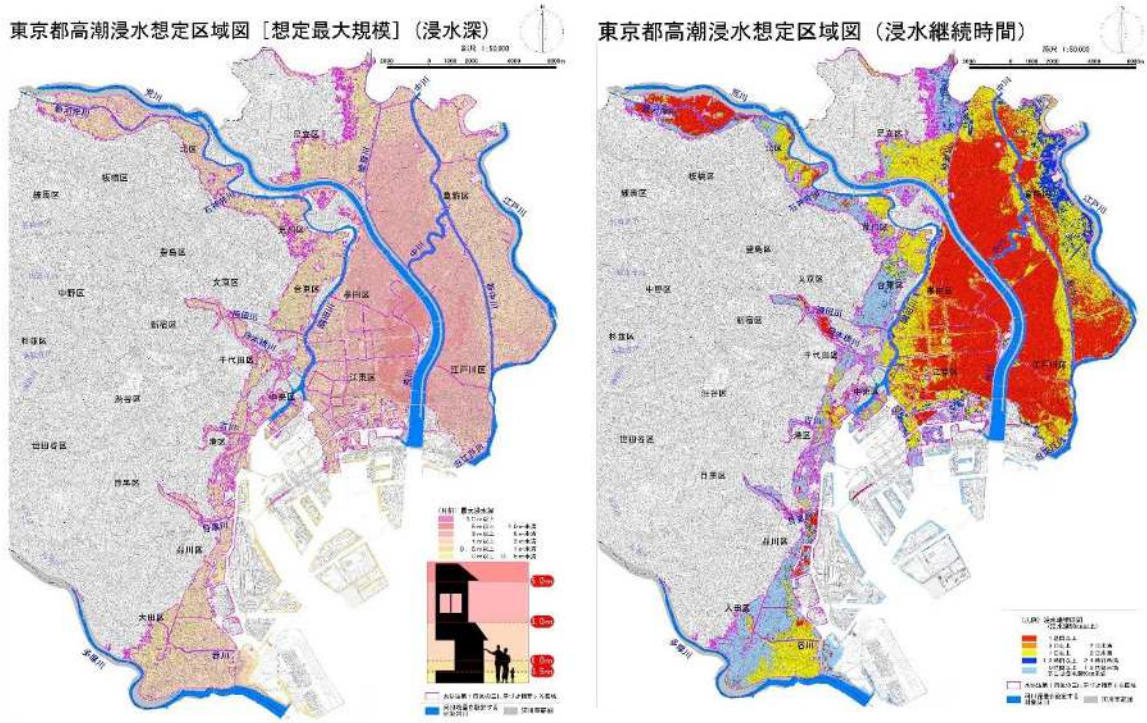
（１）大規模水害時においては、国が主導し都と密に連携を図り、排水計画に基づき速やかに排水を実施すること。
（２）大規模水害発生後、速やかに浸水が解消できるよう、国が管理する排水機場の増強について検討すること。
（３）浸水期間の短縮に必要な排水機場等の耐水化などについて、財源の措置や技術的支援を講じること。

参　　考

【荒川洪水浸水想定区域図（平成 28 年５月）】
災害に強い首都「東京」形成ビジョン　参考資料（令和２年 12 月）より



【東京都高潮浸水想定区域図（令和６年 12 月）】



５　下水道施設の老朽化対策・震災対策などの推進

１　下水道施設における老朽化対策の推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　下水道局）

（１）下水道事業を継続的かつ計画的に遂行し、安定的に汚水処理や雨水排除機能を確保していくため、全国特別重点調査に関する対応や下水道施設の老朽化対策に係る財源を確保し、必要額を確実に配分すること。

（２）「重要下水道管路更新事業」について、告示に規定される補助対象範囲及び緊急度によらず、全ての重要下水道管路を対象とする恒久的な制度へ拡充すること。

＜現状・課題＞

東京都では、日頃の巡視と下水道管の内部をテレビカメラ等で確認し状態に応じた補修を実施するとともに、下水道施設の老朽化対策と併せて雨水排除能力の増強や耐震性の向上等を図る再構築を推進している。加えて、水位が高い幹線では、再構築に先行して、下水の流れを切り替え、水位を下げる代替幹線の整備も推進している。

東京都区部では、延長約 16,000 ㎞にも及ぶ下水道管を管理する中、法定耐用年数 50 年を超えた下水道管の延長が既に全体の約 26％に達し、再構築を行わない場合、今後 20 年間で約 69％まで急増する。また、約８割が合流式下水道であるため、下水道管の老朽化は、汚水処理機能の低下による住民生活や社会経済活動への甚大な影響のみならず､雨水排除機能の低下による浸水リスクの増大にもつながる。あわせて、水再生センター・ポンプ所等についても、98 施設のうち約５割が稼働から 50 年を経過している。

多摩の流域下水道でも、事業開始から 50 年を経過し、施設の老朽化が進んでおり、水再生センター・ポンプ所に加え、流域下水道幹線の老朽化対策などにより一層取り組む必要がある。

都における下水道工事は、用地の確保や地下埋設物がふくそうしている等、事業者間の調整や工事の施工が非常に困難であり、事業の着手・完了までに多くの費用と期間を要するため､財源の中長期的な確保が不可欠である。このような中、下水道施設の老朽化対策は、令和７年６月６日に閣議決定された「第１次国土強靱化実施中期計画」において、ライフラインの強靱化に関する施策として位置付けられた。

この計画では、令和７年１月 28 日に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を受けて実施している全国特別重点調査の対象となる下水道管の健全性確保などが

盛り込まれているが、全国の調査対象延長約 5,000 ㎞に対して東京都区部・流域は約 530 ㎞であり、約１割を占める膨大な延長の下水道管が対象とされている。令和７年６月に閣議決定された第１次国土強靱化実施中期計画においても、ライフラインの強靱化に関する施策として位置付けられており、都において、引き続き老朽化対策を推進していくためには、より一層の財源確保が必要となる。

さらに、多摩地域における流域下水道幹線の多くは分流式下水道であり、常に管内水位が高く、再構築や維持管理を着実に進めるためには、下水の流れを切り替える代替幹線の整備が必要である。こうした流域下水道幹線における老朽化対策を推進する上で、財源となる国費が配分されない場合、都のみならず市町村にとって大きな負担となる。市町村の理解を得て計画的に再構築事業を推進するためには、国費が必要不可欠である。

下水道管の改築に対する国費は、都市の規模別に口径や下水排除面積等が交付対象要件として定められており、人口が多い都市ほど老朽化対策を計画的に推進するための財源確保が難しい状況となっている。

令和８年度より、重要下水道管路の改築更新を支援する補助事業として「重要下水道管路更新事業」が創設された。本事業においては、全国特別重点調査により「緊急度Ⅰ」と判定された管路について、告示に規定される補助対象範囲に関わらず、全て補助対象範囲となるが、「緊急度Ⅰ以外」と判定された管路については、告示に規定される補助対象範囲が適用される。計画的に下水道管の再構築事業を推進するためにも、告示に規定される補助対象範囲および緊急度に関わらず、全ての重要下水道管路を対象とする恒久的な制度へ拡充することが求められている。

＜具体的要求内容＞

下水道サービスの継続的かつ安定的な提供のためには、法の規定に基づき国の責務としての国費負担が不可欠である。

（１）今後も、下水道事業を継続的かつ計画的に遂行し、安定的に汚水処理や雨水排除機能を確保していくため、全国特別重点調査に関する対応や下水道施設の老朽化対策に係る財源を確保し、必要額を確実に配分すること。流域下水道においては、費用負担を行う市町村の理解を得る上でも代替幹線の整備などの老朽化対策にかかる財源を確保し、必要額を確実に配分すること。

（２）令和８年度に創設された「重要下水道管路更新事業」の要件として、告示に規定される補助対象範囲及び緊急度に関わらず、全ての重要下水道管路を対象とする恒久的な制度へ拡充すること。

参　　考

○関係法令

１　水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）

（国及び地方公共団体の責務）

第 14 条の５

３　国は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁に関する知識の普及を図るとともに、地方公共団体が行う生活排水対策に係る施策を推進す

るために必要な技術上及び財政上の援助に努めなければならない。

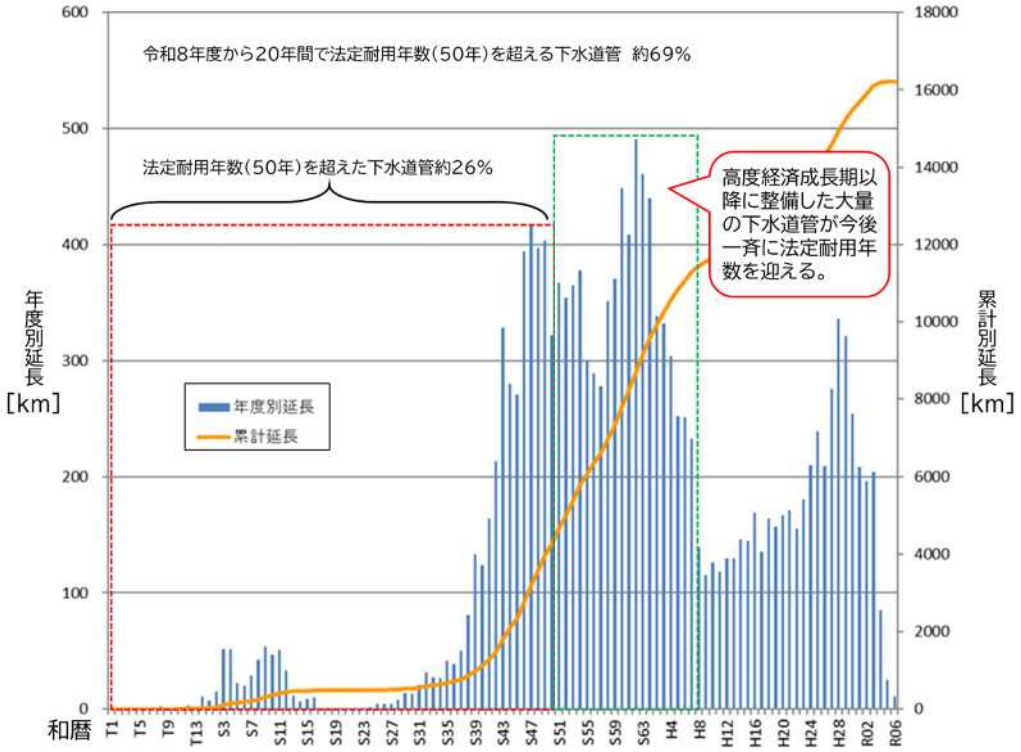
2　下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
（公共下水道、流域下水道及び都市下水路に関する費用の補助）
第 34 条
国は、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築を行う地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その設置又は改築に要する費用の一部を補助することができる。

3　地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）
（国がその全部又は一部を負担する建設事業に要する経費）
第 10 条の２
地方公共団体が国民経済に適合するように総合的に樹立された計画に従つて実施しなければならない法律又は政令で定める土木その他の建設事業に要する次に掲げる経費については、国が、その経費の全部又は一部を負担する。
３　重要な都市計画事業に要する経費
※都市計画事業である下水道事業への補助については、地方財政法上、国が義務的に支出する負担金として整理

4　下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）
（国庫補助）
第 24 条の２
２　前項第１号に規定する主要な管渠の範囲は、公共下水道を合流式と分流式とに区分して、管渠の口径、予定処理区域又は予定排水区域の面積、当該管渠の下水排除面積又は下水排除量等を基準として国土交通大臣が定めるものとする。

5　下水道法施行令第 24 条の２第１項第１号及び第２号並びに第２項の規定に基づき定める件（昭和 46 年建設省告示第 1705 号（最終改正令和３年告示第 289 号））
第６項
令第 24 条の２第２項の規定により国土交通大臣が定める主要な管渠の範囲は、（中略）別表に定める基準による。

【東京都区部における更新時期を迎えた下水道管（年代別建設状況）】



【老朽化した下水道管の再構築、水再生センター】



老朽化した下水道管の再構築



老朽化した水再生センター

【管内水位が高い流域下水道幹線】



２　下水道施設における震災対策の推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　下水道局）

（１）下水道施設における震災対策事業の推進に必要な財源を確保し、必要額を確実に配分すること。
（２）今後も下水道施設の震災対策事業を計画的かつ着実に実施できるよう、下水道総合地震対策事業の交付対象及び下水道基幹施設耐震化事業の補助対象の拡充を行うこと。

＜現状・課題＞

首都直下地震などの大規模地震の発生時に備え、震災対策を推進することで、下水道機能を確保するとともに緊急輸送道路などの交通機能を確保する必要がある。

現在、都では、想定される最大級の地震動に対して、最低限の下水道機能に加え、水処理施設の流入きょ、導水きょ、放流きょ、吐口及び汚泥処理関連施設を対象に対策を進めている。また、停電時にも下水道施設を安定的に運転するため、必要な電力を発電できる非常用発電設備を全ての施設で整備するとともに、電源や燃料の多様化を図っている。

さらに区部では、一時滞在施設、災害拠点連携病院及びホテル・旅館等の宿泊施設などの排水を受け入れる下水道機能や緊急輸送道路、無電柱化道路及び震災時に消防車両が通行可能な道路などの交通機能を確保するため、下水道管とマンホールの接続部の耐震化、液状化によるマンホールの浮上抑制対策及び液状化による土砂流入防止対策を推進している。

令和７年度末で、避難所や災害復旧拠点などの排水を受け入れる下水道管の耐震化等を実施した施設は、「東京都下水道事業 経営計画 2026」で定めた到達目標の対象施設 7,530 か所に対し、約７割に当たる累計 5,547 か所で対策を完了している。

このような中、下水道施設の耐震化は、令和７年６月６日に閣議決定された「第１次国土強靭化実施中期計画」において、ライフラインの強靭化に関する施策として位置付けられた。

令和６年１月１日に発生した能登半島地震は、能登地方の広い範囲で震度６弱から震度７までの揺れを観測し、下水道施設にも被害をもたらした。国の上下水道地震対策検討委員会の報告では、震災対策が講じられている施設では、致命的な被害がないことが確認され、対策が効果的であったことが示されており、都としては、引き続き現在行っている震災対策を加速する必要がある。加えて、能登半島地震など大規模震災が発生するたびに、避難所などの生活環境が問題とされ、都では、この状況を変えるべく、東京トイレ防災マスタープランを策定した。このプランを踏まえて、区が災害用トイレ空白エリアの解消に向けたトイレ確保・

管理計画を策定した場合には、計画の着実な推進のため、区の要望に基づき必要な下水道管の耐震化を拡大していく必要がある。今後も、下水道施設の震災対策を推進し、首都機能を維持していくとともに、都民の安全・安心を支える下水道サービスを提供するためには、より一層の財源確保が不可欠である。

一方、下水道総合地震対策事業の交付対象及び令和７年度に新たに創設された下水道基幹施設耐震化事業の補助対象は、下水道システムの「急所」となる施設及び避難所等の重要施設に接続する上下水道管路・ポンプ施設の一体的な耐震化とされている。このため、区の要望に基づき、トイレ確保・管理計画に位置付けられた施設において、災害用トイレの配備箇所が路上等になる場合は、重要施設への位置付け及び上下水道管路の一体的な耐震化が困難となることから、下水道管の耐震化が交付対象に該当しないこととなる。

引き続き下水道施設の震災対策事業を計画的かつ着実に実施できるよう、各事業の制度拡充が必要である。

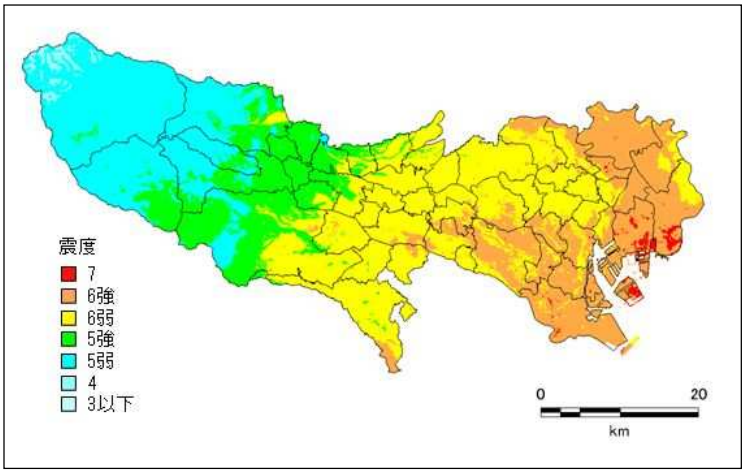
＜具体的要求内容＞

（１）下水道施設における震災対策事業の推進に必要な財源を確保し、必要額を確実に配分すること。

（２）今後も下水道施設の震災対策事業を計画的かつ着実に実施できるよう、下水道総合地震対策事業の交付対象及び下水道基幹施設耐震化事業の補助対象の拡充を行うこと。

参　　考

【首都直下地震の想定される震度分布】



東京湾北部地震【Ｍ７．３】

【被害発生状況（東日本大震災）】

接続部の破損（新木場）



液状化による浮上（新木場）



【被害発生状況（能登半島地震）】

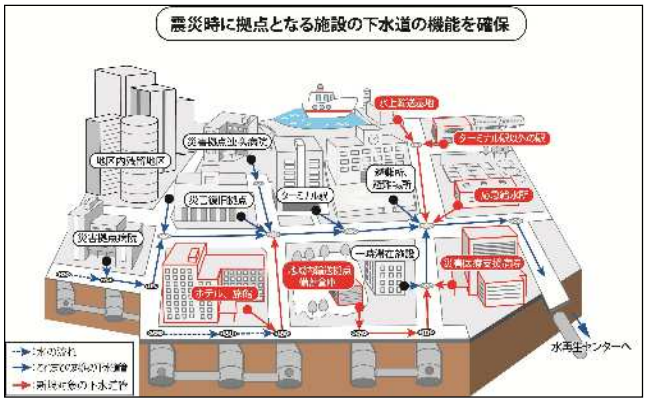


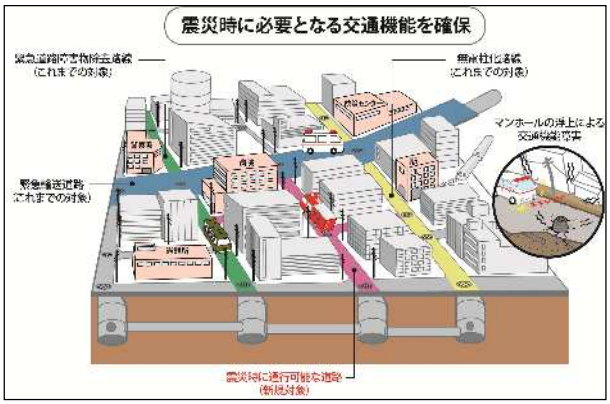
液状化による人孔浮上



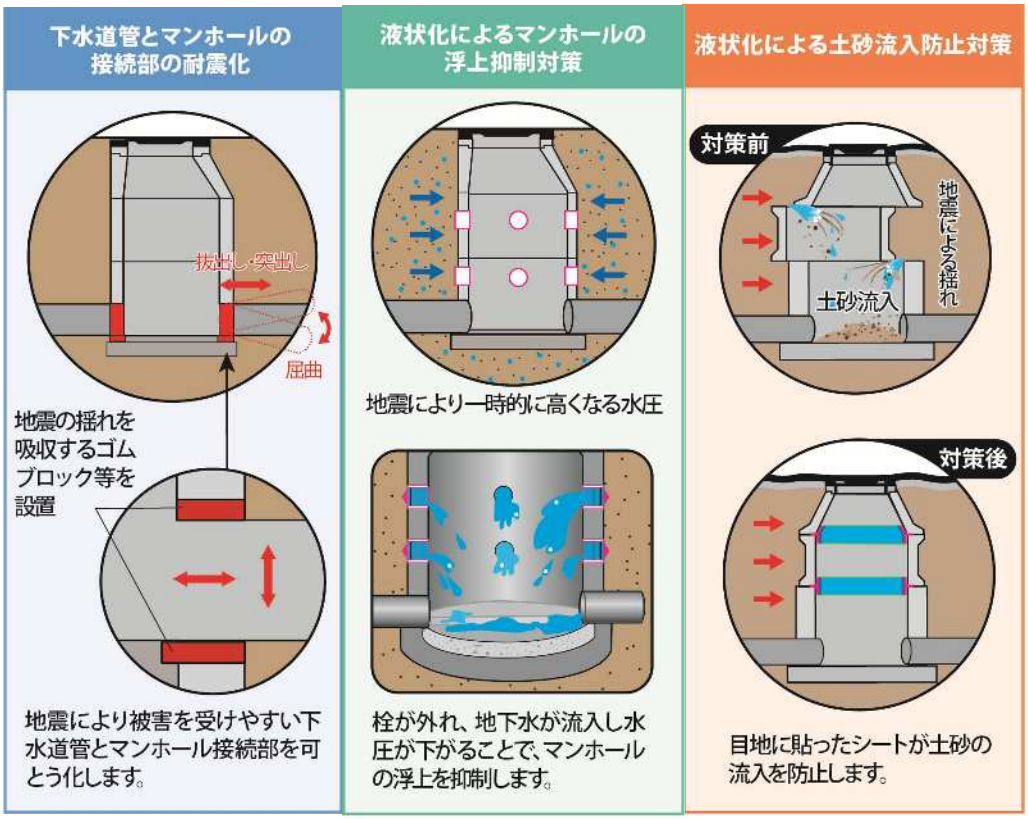
人孔内の土砂閉塞（羽咋市）

【耐震化の対象施設のイメージ】

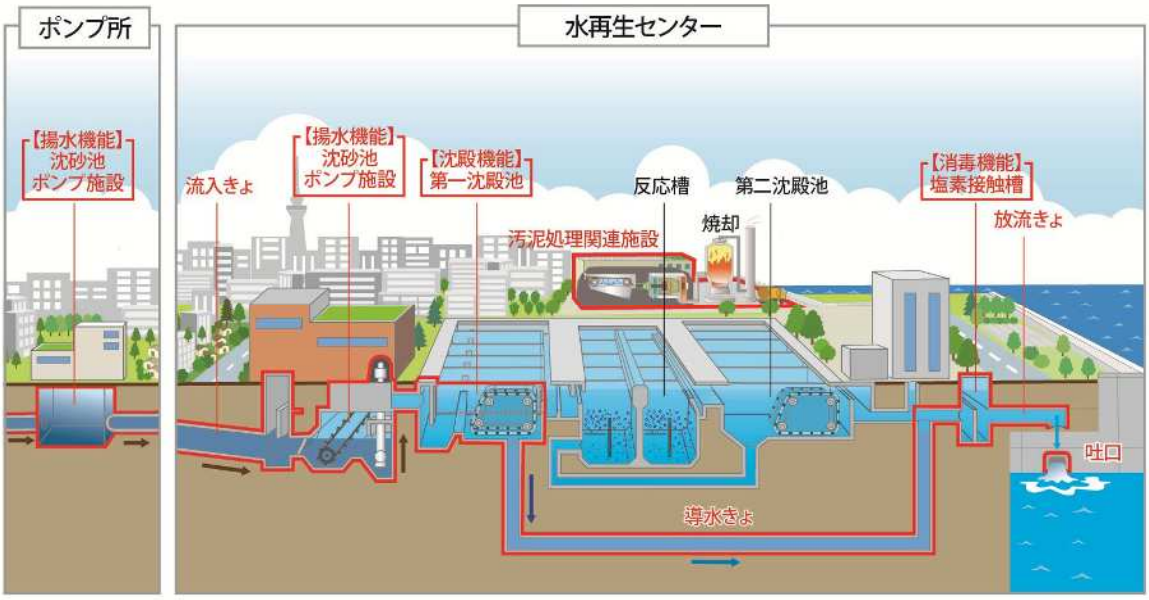




【震災時に下水道・交通機能を確保するための三つの対策】



【水再生センター及びポンプ所の耐震化対象施設】



【非常用発電設備の例】



【燃料及び電源の多様化】



燃料油と都市ガスのどちらでも運転可能なデュアルフューエル発電設備を水再生センターへ導入



水再生センター等の施設上部や用地を活用して太陽光発電設備を導入

３　下水道管の維持管理に係る開発技術の現場実装促進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　下水道局）

下水道管の維持管理技術の開発や実証・導入の取組に対し、新たな支援制度を構築すること。

＜現状・課題＞

令和７年１月 28 日に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を契機として、下水道管の老朽化対策に向けた調査・補修技術の高度化と、迅速な現場実装の必要性が一層高まっている。下水道の維持管理を取り巻く課題は、地域ごとに管路条件や施工環境、制約が大きく異なり、画一的な対応には限界がある。このため、現場の実態に即した技術開発を進めるには、下水道管理者が主体となり、課題解決に取り組むことが求められている。

また、下水道の維持管理の現場は、高流速・高水位や硫化水素の発生など、極めて厳しい作業環境に置かれている。今後、人口減少や作業員の高齢化が更に進むことが見込まれる中、下水道事業を持続的に運営していくためには、作業の安全性向上や省力化に資する新技術の開発・導入が不可欠な状況となっている。

具体的な取組として、管路内清掃作業において、硫化水素濃度が高い区間などでは人力作業は危険な作業となるため、こうした環境下での作業を回避し、安全性の向上や無人化による担い手不足の解消に資する新たな清掃技術の開発を進めた。しかし、開発途上にある新技術を現場に実装する段階においては、従来技術との間にコスト差が生じており、導入の障壁となっている。

下水道管の維持管理は、高流速・高水位、硫化水素の発生といった厳しい施工環境下で実施されるため、安全性および品質の確保が強く求められる分野である。こうした条件に対応可能な技術が開発されているものの、技術選定の場面では従来技術とのコスト差が重視される傾向があり、結果として従来技術が選定される状況が見受けられる。「第１次国土強靭化実施中期計画」の目標達成に向けても、厳しい施工環境下において有効性を発揮する開発技術を、全国の自治体に着実に普及させていくことが重要である。

＜具体的要求内容＞

以上を踏まえ、下水道管の調査・補修等について、新技術の普及拡大を図るため、施工環境や安全性等を踏まえた適切な技術選定が進むよう、「第１次国土強靭化実施中期計画」の期間において、従来技術と開発技術とのコスト差に対する必要な財政支援を行うこと。

４　低炭素型高機能コンクリートの導入による首都インフラ強靭化

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　下水道局）

下水道事業を継続的かつ計画的に遂行し、安定的に汚水処理や雨水排除機能を確保する上で不可欠となる、腐食に強く長寿命で環境負荷の少ない建設材料の全国的な普及を加速化するため、通常のコンクリートとの価格差に対する財政支援の制度を構築すること。

＜現状・課題＞

東京都では、日頃の巡視と下水道管の内部をテレビカメラ等で確認し状態に応じた補修を実施するとともに、下水道施設の老朽化対策と併せて雨水排除能力の増強や耐震性の向上等を図る再構築を推進している。加えて、水位が高い幹線では、再構築に先行して、下水の流れを切り替え、水位を下げる代替幹線の整備も推進している。

令和７年１月 28 日に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を受け、「八潮市で発生した道路陥没事故に関する原因究明委員会」より報告された「八潮市で発生した道路陥没事故に関する原因究明委員会報告書」において、今回の道路陥没は硫化水素によって腐食した下水道管に起因するものであると言及されており、化学的腐食に対する補修・補強の必要性について提言されている。

このような中で、都において、引き続き老朽化対策を推進していくためには、腐食に強く長寿命で低炭素な新コンクリート（e-CON）を下水道管、シールドセグメント、マンホール等に導入することが必須である。しかしながら、現時点では通常のコンクリートとのコスト差に課題があることから、標準的に普及・定着するまでの間、導入促進に向けた国の財政的支援が必要である。

＜具体的要求内容＞

下水道事業を継続的かつ計画的に遂行し、安定的に汚水処理や雨水排除機能を確保する上で不可欠となる、腐食に強く長寿命で環境負荷の少ない建設材料の全国的な普及を加速化するため、通常のコンクリートとの価格差に対する財政支援の制度を構築すること。

５　下水汚泥資源の利用拡大に向けたりん回収・肥料化の推進

（提案要求先　国土交通省・農林水産省）
（都所管局　下水道局）

国が自ら掲げる国内資源の利用割合の目標達成に向けて、下水汚泥資源の肥料利用の取組が継続的に実施されるよう、関係省庁と連携して、生産コストと同等の価格による全量買取貯蔵制度を創設するなどの措置を講じること。

＜現状・課題＞

我が国では、肥料や工業用資材の原料であるりんを海外からの輸入に依存しており、食料安全保障の強化に向けた生産資材の国内代替転換等が重要課題となっている。国は、令和４年 12 月 27 日に決定した「食料安全保障強化政策大綱」において、2030 年までに、堆肥・下水汚泥資源の肥料使用量を倍増し、肥料の使用量（りんベース）に占める国内資源の利用割合を 40%（2021 年：25%）まで拡大する目標を示した。

これを受け、都は、下水汚泥の肥料利用に向けて、国土交通省の下水道革新的技術実証事業（Ｂ－ＤＡＳＨプロジェクト）を活用し、技術開発を推進してきた。令和６年１月には、りん回収施設が砂町水再生センター（東部スラッジプラント）内に完成し、運転を開始した。この施設では、脱水分離液からりんを回収する新たな技術について、りんの回収率や肥料の品質等の実証を行ってきた。

さらに、令和５年 12 月 15 日には、全国農業協同組合連合会（ＪＡ全農）と、「東京都産下水再生りんの広域での肥料利用に向けた連携協定」を締結した。都は全国の下水処理量の約１割を占め、りんを含有する多量の下水汚泥が発生しており、ＪＡ全農は肥料製品の広域的な流通を担っている。両者が連携し、肥料の国産化と農業者への安定的な供給に貢献するため、全国展開を視野に入れた広域的な下水再生りんの利用に向けて取り組んでいる。

都のりん回収施設で生産する下水再生りんは、りんを選択的に吸着していることから、有害物質の含有量が少ない等のメリットがある。一方で、既存肥料と比較して生産コストが高いことから､買取価格との大きな乖離が課題となっている。

食料安全保障の観点から、肥料の国産化・安定供給に向けて、枯渇しない国内資源である下水再生りんを一層活用するためには、自治体への財政支援を充実させるとともに、都道府県を超えて広域的に調整する仕組みを構築するなど、国が積極的な取組を行う必要がある。

＜具体的要求内容＞

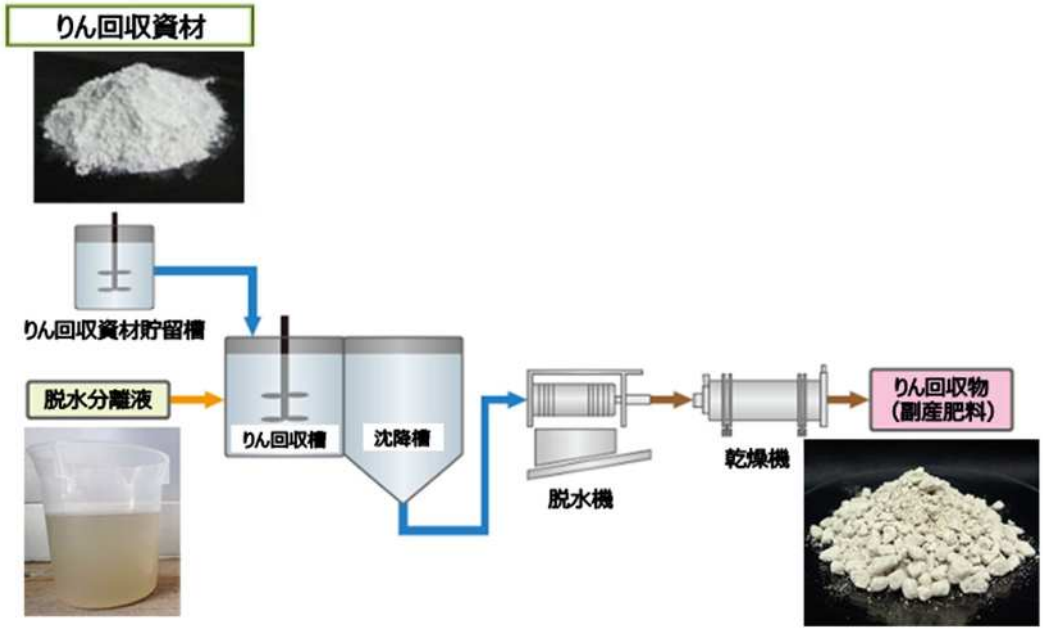
食料安全保障に資する取組として、枯渇しない国内資源である下水から回収したりんの全量を国が生産コストと同等の価格で買い取り、貯蔵する制度を創設するなど、積極的な措置を講じること。

参　　考

【りん回収施設】



【新たなりん回収システムの概要】



６　首都直下地震等への備え

１　首都直下地震対策の具体的な推進

（提案要求先　内閣官房・防災庁・国土交通省）
（都所管局　総務局・政策企画局）

首都直下地震等の災害から住民の生命と財産を守るとともに、首都機能への打撃を最小限にとどめるため、首都直下地震対策特別措置法に基づく取組に対して、財政上の措置を講じるなど、首都直下地震対策を具体的に推進すること。

首都中枢機能を継続していくため、首都直下地震に備えた首都圏内における代替機能の確保・強化及び発災時の活用について、着実に取組を進めること。

＜現状・課題＞

政治・経済の機能が高度に集積する首都・東京において、首都直下地震等の災害に備えることは、東京を守ることだけにとどまらず、日本全体を災害に強くするためにも重要である。

都は、特別区の区域において、広域の団体として主要な河川・道路の整備等の府県事務を行うほか、人口が高度に集中する大都市地域における一体性・統一性確保の観点から、消防、上下水道、地下鉄、港湾、特例都道など、一般市や政令市が行う事務の一部（大都市事務）を実施しており、大都市特有の財政需要を抱えている。

また、令和４年５月に策定した「首都直下地震等による東京の被害想定」では、最大規模の被害を想定した場合で、都内だけでも建物被害 19 万棟以上、死者６千人以上など、甚大な被害が見込まれる。都は、こうした被害想定を受け、令和５年５月に修正した「東京都地域防災計画震災編」において、2030 年までに、首都直下地震等による人的･物的被害をおおむね半減させるという減災目標を設定し、その実現に向けた防災対策の充実強化に取り組んでいる。

これに加え、都は、「ＴＯＫＹＯ強靭化プロジェクト」に基づく老朽化した施設の更新、耐震化等も実施しており、2040 年代までの総事業規模は 17 兆円（うち、地震対策は約 9.6 兆円）、今後 10 年間の事業費は約７兆円を見込むなど、多額の事業費を計上している。

国においては、平成 25 年 12 月、首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、首都直下地震対策特別措置法（平成 25 年法律第 88 号。以下「法」という。）が施行された。平成 27 年３月には法に基づく首都直下地震緊急対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）が策定され、首都

中枢機能の継続性の確保や膨大な人的・物的被害への対応等に関し、今後 10 年間で達成すべき減災目標とともに、当該目標を達成するための施策に係る具体目標と所管省庁等が定められた。令和８年６月に、11 年ぶりに基本計画が変更され、減災目標が引き上げられるとともに、具体目標の数が大幅に増加された。しかし依然として、当該目標の達成に向けて国として責任を持って取り組む具体的な施策が明確になっていない。

さらに法では、緊急対策区域又は首都中枢機能維持基盤整備等地区に指定された区市町村を含む都県は地方緊急対策実施計画や首都中枢機能維持基盤等整備計画、特定緊急対策事業推進計画（以下「地方計画等」という。）を作成することができるとされているものの、地方計画等に位置付けられた首都直下地震対策に対する国の具体的な財政上の措置等は図られていない。

また、変更後の基本計画では、令和７年 12 月に公表された「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」報告書の内容を踏まえ、東京圏において首都中枢機能の維持が困難となる最悪の事態も想定した一時的な代替拠点の確保についてあらかじめ検討することとされた。

これまで都は、首都直下地震等に備え、都市の強靭化に向けて不断の取組を進めてきた。住宅の耐震化や出火防止の取組などが着実に進展し、人的・物的被害の軽減につながっている。また、国や関係機関の施設が集積し、大規模災害時に政府のバックアップ機能を担う立川広域防災基地に所在する都の防災センターについて、代替施設となる新たな防災拠点の整備を進めることとしている。

首都中枢機能の継続に当たっては、平時から代替機能を確保し、これらを発災時に活用することによって行われるべきであるが、その際、発災時に可能な限り迅速かつ確実に機能する体制を構築するためには、物理的・時間的にも近接している首都圏内の拠点を活用すべきである。

＜具体的要求内容＞

（１）首都直下地震をはじめとする災害から首都圏 3,500 万人の住民の生命と財産を守るとともに、国の政治経済の中枢機能への打撃を最小限にとどめるため、基本計画に位置付けられた膨大な人的・物的被害への対応や首都中枢機能の継続性の確保に関し、国が責任を持って取り組む施策を明確にし、着実に実施すること。

（２）地方計画等に位置付けられた、都をはじめ地方自治体が進める首都直下地震対策に対して、具体的な財政上の措置等を講じること。

（３）首都中枢機能を継続していくため、首都直下地震に備えた首都圏内における代替機能の確保・強化及び発災時の活用について、着実に取組を進めること。

２　国土強靭化の推進

（提案要求先　内閣官房）
（都所管局　総務局）

国土強靭化地域計画に位置付けられた強靭化の取組に対して、具体的な財政措置を講じること。

＜現状・課題＞

平成 25 年 12 月に施行された、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（平成 25 年法律第 95 号）において、都道府県又は市町村は、国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靭化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「地域計画」という。）を定めることができるとされている。都は様々な自然災害から都民や首都機能を守るため、東京における防災施策の指針として「東京都国土強靭化地域計画」を平成 28 年１月に策定した。

東京は我が国の人口の約１割が居住する大都市であるだけでなく、政治・行政・経済などの首都機能を有する日本の心臓である。また、都は、特別区の区域において、広域の団体として主要な河川・道路の整備等の府県事務を行うほか、人口が高度に集中する大都市地域における一体性・統一性確保の観点から、消防、上下水道、地下鉄、港湾、特例都道など、一般市や政令市が行う事務の一部（大都市事務）を実施しており、大都市特有の財政需要を抱えている。

これに加え、災害時には、応急対策から復旧・復興までの間においても首都中枢機能を担わなければならない。このため都は、「ＴＯＫＹＯ強靭化プロジェクト」に基づく老朽化した施設の更新、耐震化等を実施しており、2040 年代までの総事業規模は 17 兆円（うち、地震対策は約 9.6 兆円）、今後 10 年間の事業費は約７兆円を見込むなど、多額の事業費を計上している。

国は、これまで地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の補助金・交付金等の交付に当たって、「重点化」・「一定程度配慮」を行ってきた。加えて、地域計画に実施箇所等の具体的な内容が位置付けられた事業への「重点化」を更に進めるとしている。一方で、首都機能はもちろん、医療機能、交通・物流機能、情報通信機能等様々な重要機能の在り方を強靭化の観点から見直し、対策を着実に推進することは、国家的な観点からも大きな意義と責任があり、東京都だけがその責任を負うことは適当ではない。地域計画に位置付けられた取組に対しては、新たな交付金の創設、新規の予算枠の創設、既存事業の補助率かさ上げ等確実かつ具体的な財政措置を講じることが必要である。

＜具体的要求内容＞

地域計画に位置付けられた国土強靭化の取組に対して、首都機能の維持・向上という観点からも、新たな交付金の創設、新規の予算枠の創設、既存事業の補助率かさ上げ等、東京都への具体的な財政措置を講じること。

7　首都直下地震における被害想定の分析を踏まえた対策の推進

（提案要求先　内閣官房・防災庁・経済産業省）
（都所管局　総務局・政策企画局）

首都直下地震における被害想定の分析を踏まえ、国は、以下の対策を推進すること。

（１）火力発電所の被害軽減に向け、事業者と連携し必要な対策を講じ、復旧期間の短縮を図ること。また、広域的な電力融通の拡大や柏崎刈羽原発の運転再開等の状況変化も踏まえ、電力供給を確保するための必要な対策を行うこと。

（２）災害関連死について、都市構造や医療資源などの地域性等を踏まえ、国において適切に被害想定を算定すること。

（３）国の被害想定について、首都圏の実情を踏まえるとともに、これまで講じられてきた減災対策の効果を十分に検証し、客観的な手法及び最新のデータを用いて反映させること。

（４）都によるこれまでの都市の強靭化に向けた投資が確実に成果に結びついていることを踏まえ、国においても、強靭な首都中枢機能を確保するための集中投資の観点から、都の取組に積極的な財政支援を講じること。

＜現状・課題＞

政治・経済の機能が高度に集積する首都・東京において、首都直下地震等の災害に備えることは、東京を守ることだけにとどまらず、日本全体を災害に強くするためにも重要である。

都は、特別区の区域において、広域の団体として主要な河川・道路の整備等の府県事務を行うほか、人口が高度に集中する大都市地域における一体性・統一性確保の観点から、消防、上下水道、地下鉄、港湾、特例都道など、一般市や政令市が行う事務の一部（大都市事務）を実施しており、大都市特有の財政需要を抱えている。

また、令和４年５月に策定した「首都直下地震等による東京の被害想定」では、

最大規模の被害を想定した場合で、都内だけでも建物被害 19 万棟以上、死者６千人以上など、甚大な被害が見込まれる。都は、こうした被害想定を受け、令和５年５月に修正した「東京都地域防災計画震災編」において、2030 年までに、首都直下地震等による人的･物的被害をおおむね半減させるという減災目標を設定し、その実現に向けた防災対策の充実強化に取り組んでいる。

これに加え、都は、「ＴＯＫＹＯ強靭化プロジェクト」に基づく老朽化した施設の更新、耐震化等も実施しており、2040 年代までの総事業規模は 17 兆円（うち、地震対策は約 9.6 兆円）、当初 10 年間の事業費は約７兆円を見込むなど、多額の事業費を計上している。

国は、令和５年 12 月に「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」を設置し、防災対策の進捗状況の確認、被害想定の見直しや新たな防災対策について検討し、令和７年 12 月に報告書及び被害想定が公表されたところである。

しかし、国の被害想定では、電力需要と電力供給の差から停電率を算定するに当たって、真夏ピーク時の電力需要を前提としているため、発災時の社会経済活動の低下を踏まえられていない。また、電力供給についても、復旧期間の目安は約 10 年前と変わっておらず、震度６弱・６強で火力発電所機能の約 90％が停止し、１か月後まで復旧しない想定としており、これまでの事業者等の対策が踏まえられていない。

災害関連死についても、首都直下地震とは特性の異なる震災被害（東日本大震災・能登半島地震）の実績を横引いて算定しているが、災害関連死者数は、都市構造や医療資源などの地域性等によって大きく変動するため、今回の国の算定は、首都直下地震時の数としては根拠に乏しい。

国の被害想定は、広域的な防災対策の立案等に活用するための基礎資料となることから、首都直下地震発生時の実態に即した科学的・客観的な手法や最新のデータを用いて策定し、自治体等の対策に繋がるものとすべきである。

都は、令和４年５月に策定した被害想定以降、建物の耐震化や不燃化等の取組を進めており、その結果、全壊建物数が大幅に減少するなど、確実に減災に寄与している。このように、都市の強靭化に向けた投資が確かな成果に結びついていることを踏まえ、都は引き続き対策を進め、東京の防災力を高めていく。国においても、強靭な首都中枢機能を確保するため、積極的な防災対策や都の取組への財政支援を講じるべきである。

＜具体的要求内容＞

（１）国は、火力発電所の被害軽減に向け、事業者と連携し必要な対策を講じ、復旧期間の短縮を図ること。また、広域的な電力融通の拡大や柏崎刈羽原発の運転再開等の状況変化も踏まえ、電力供給を確保するための必要な対策を行うこと。

（２）国は、災害関連死について、首都直下地震とは特性の異なる震災被害（東日本大震災・能登半島地震）の実績を横引いて算定しているが、災害関連死者数は、都市構造や医療資源などの地域性等によって大きく変動するため、適切な算定手法を早期に示すこと。

（３）国の被害想定は、広域的な防災対策の立案等に活用するための基礎資料と

して策定されるものであり、科学的・客観的な手法や最新のデータを用いて可能な限り定量的に示し、自治体等の対策につながるものとすべきである。そのため、首都圏の実情を踏まえるとともに、これまで講じられてきた減災対策の効果を十分に検証し、客観的な手法及び最新のデータを用いて反映させること。

（４）都によるこれまでの都市の強靭化に向けた投資が確実に成果に結びついていることを踏まえ、強靭な首都中枢機能を確保するための積極的な防災対策や都の取組への財政支援を講じること。

８　建築物の耐震化の推進

１　緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　都市整備局）

（１）緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進するため、住宅・建築物防災力緊急促進事業の適用期限を一定期間延長すること。

（２）住宅・建築物防災力緊急促進事業の耐震診断・耐震改修等の費用助成について、必要な財源を確保するとともに、国の補助率を引き上げるなど拡充を図ること。とりわけ、緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等の費用助成について、特に倒壊の危険性が高い建築物の場合に限り、補助対象限度額の更なる割増しを行うこと。加えて、段階的改修の際、２回目以降の工事が未定の場合も助成できるよう拡充すること。また、占有者が存する建築物の耐震改修等に要する費用に対する助成額を加算するよう拡充すること。

（３）耐震改修した場合の固定資産税の減額措置について、一定期間延長するとともに対象建築物を拡大すること。

＜現状・課題＞

首都直下地震の切迫性が指摘されている東京において、大地震が起きた際に都民の生命・財産を守るとともに首都機能を確保するため、防災拠点や他県等と連絡する緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を進め、建物の倒壊による道路閉塞を防止することは喫緊の課題である。緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を早急かつ強力に促進するため、継続して必要な財源を確保・拡充するとともに、以下のとおり施策を充実することが必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）都は、令和８年３月に東京都耐震改修促進計画を改定し、特定緊急輸送道路沿道建築物（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第 123 号。以下「耐震改修促進法」という。）第７条第１項第２号に規定する要安全確認計画記載建築物）について、最小限の改修棟数で特定緊急輸送道路全体の通行機能の強化に資する区間を「重点区間」として新たに指定するなど、

耐震化の取組を強化している。

また、令和17年度末までに総合到達率100％を達成することを目標に掲げ、重点区間における個別訪問やアドバイザー派遣等による集中的な支援を実施するなど、緊急輸送道路の通行機能の早期確保に取り組んでいる。

以上から、国においては、耐震改修等の適用期限を令和12年度まで延長したところであるが、それ以降についても一定期間延長すること。

（２）緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に重点的に取り組む地方公共団体を支援するため、住宅・建築物防災力緊急促進事業の耐震診断及び耐震改修等の費用助成について、近年の資材価格や労務費等の高騰を踏まえ、必要な財源を確保するとともに、国の補助率を引き上げるなど拡充を図ること。特に倒壊の危険性が高い建築物の耐震改修工事は、通常の改修工事に比べコストがかかることから、都では独自に補助対象事業費用床面積当たりの限度額について通常の改修工事より割り増して設定し、その全てを対象に最大９割助成となる制度としている。特に倒壊の危険性が高い建築物に係る補助対象費用床面積当たりの限度額について、国の令和６年度補正予算成立に伴い約10％引き上げられたところであるが、実態を十分把握した上で適切な限度額に割り増すこと。加えて、緊急輸送道路の通行機能を速やかに高めるため、特に倒壊の危険性が高い建築物については、段階的改修を行う際に２回目以降の工事が未定の場合でも、改修後のIs値を0.3以上にすれば助成できるよう改善し、その解消に向けた施策の強化を図ること。

また、占有者が存する建築物では、所有者が耐震化工事を実施する際に追加的費用が発生するため、占有者が存する建築物の耐震改修等に要する費用に対する助成額を加算するよう拡充すること。

（３）平成26年度の税制改正において、耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務化されている建築物について、平成28年度末までに改修工事を実施した場合、翌年度から２年度分の非住宅を含む家屋に係る固定資産税額の２分の１に相当する金額（改修工事費の2.5％を限度とする。）の減額措置が講じられた。

当該措置は、令和８年度の税制改正において３年間延長され、令和10年度末までとされたところであるが、耐震化を今後も進めていくため、それ以降についても一定期間延長すること。

また、耐震診断が義務化されていない避難路沿道建築物や緊急輸送道路沿道の建築物についても、耐震化を進めることが重要であることから、当該措置の対象を拡大すること。

参　　考

○事業概要

・災害時に早期復旧を図るため、防災拠点や他県等と連絡する緊急輸送道路の沿道の耐震化を進め、建物の倒壊による道路閉塞を防ぐことが重要
・東京都耐震改修促進計画において、「地震発生時に閉塞を防ぐべき道路」を指定し、沿道の建築物の耐震化を促進
・促進計画で耐震化を図るべき路線として指定した緊急輸送道路については、住宅・建築物防災力緊急促進事業を活用
・平成 19 年度に、東京都地域防災計画に定める緊急輸送道路全路線を指定し、区市と連携して法に基づく指導・助言を実施するとともに、補助事業を実施。特定緊急輸送道路沿道建築物（耐震改修促進法第七条第一項第二号に規定する要安全確認計画記載建築物）については、令和 12 年度末までに総合到達率(*1)99%、かつ、区間到達率(*2)95%未満の解消、令和 17 年度末までに総合到達率 100%の達成が目標

(*1)都県境入口からある区間※に到達できる確率
(*2)区間到達率の平均値

※交差点等により区分した特定緊急輸送道路の各部分

○住宅・建築物防災力緊急促進事業における緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震化支援の概要

＊令和 12 年度末までに着手したものが対象。

	耐震改修・建替え・除却	耐震診断
建築物	57,000 円／㎡	1,570～4,580 円／㎡
マンション	51,700 円／㎡	1,570～4,580 円／㎡

○耐震改修等の費用に係る助成制度の拡充イメージ

■　現行（東京都の場合）

住宅・建築物防災力緊急促進事業	地方自治体	自己負担
２／５	（都１／３及び区市町村１／６）	１／10

■　提案

住宅・建築物防災力緊急促進事業	地方自治体	自己負担

○特に倒壊の危険性の高い緊急輸送道路沿道建築物の場合の補助対象費用床面積当たりの限度額の例

	国	都
建築物	62,700 円／㎡	85,500 円／㎡
マンション	56,900 円／㎡	77,550 円／㎡

○段階的改修の助成拡充

・耐震化促進に向けた検討委員会において、建物所有者の取組に対する更なる支援として、段階的改修への対応の必要性の提言
・段階的改修は、最終工程の担保への懸念から各自治体は導入を躊躇
・令和 12 年度までの完了や、所有者による２回目の工事計画立案が困難な場合が多く、２回目工事の担保は実務上困難な状況
・一方で、特に倒壊の危険性が高い Is 値 0.3 未満の建築物の解消は、地震での倒壊によって道路を閉塞する確率が低減され、震災時における特定緊急輸送道路の機能を確保する観点から有効
・このため、２回目以降の工事が未定の場合でも、改修後の Is 値 0.3 以上とすれば助成できるよう、国に対して提案要求

２　住宅の耐震化の促進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　都市整備局）

（１）住宅の耐震化を促進するため、住宅・建築物安全ストック形成事業について必要な財源を確保するとともに、国の交付率や交付対象限度額を引き上げること。また、平成 30 年度から開始された総合支援メニューについても、交付対象限度額を引き上げ、除却にも使用できるようにする等拡充すること。

（２）耐震改修した場合の固定資産税の減額措置について、一定期間延長するとともに対象建築物を拡大すること。

＜現状・課題＞

首都直下地震の切迫性が指摘されている中、地震発生時に住宅が倒壊した場合、道路閉塞や出火により避難及び救援活動が妨げられ、大規模な市街地火災につながるおそれがある。耐震性が不十分な住宅を解消し、都民の生命及び財産の保護並びに地域の被害の軽減を図るため、住宅の耐震化を重点的に促進する必要がある。令和７年度に都が実施したアンケート調査では、耐震改修を実施しない主な理由として、改修等に伴う負担の大きさが挙げられているが、住宅・建築物安全ストック形成事業における耐震改修等への国の交付率は、現在 11.5％であり十分ではない。

＜具体的要求内容＞

（１）住宅の耐震化を促進するため、住宅・建築物安全ストック形成事業について、近年の資材価格や労務費等の高騰を踏まえ、必要な財源を確保するとともに、国の耐震改修等の交付率を引き上げること。また、平成 30 年度から開始された総合支援メニューについても、令和６年度補正予算成立に伴い、交付対象限度額が 100 万円から 115 万円に引き上げられたところであるが、さらに実態に合った限度額に割り増すことで、建物所有者の負担を軽減し、現在は対象外とされている建物の除却にも使用可能にするなど、更に拡充すること。

（２）平成 18 年度の税制改正において、耐震性が確保された良質な住宅ストックの形成を促進するため、昭和 57 年１月１日以前から所在する、旧耐震基準により建築された住宅に耐震改修を行った場合の固定資産税の減額措置が講じられた。

当該減額措置は、令和８年度の税制改正において５年間延長され、令和 12 年度末までとされたところであるが、耐震化を今後も進めていくため、それ以降についても一定期間延長すること。

また、令和４年５月、10年ぶりに改定された都の新たな被害想定において、新耐震基準の住宅の耐震化が進むと、人的被害や建物被害が更に軽減されることが示されたことから、新耐震基準により建築された住宅についても耐震化を進めることが重要である。このため、耐震改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の対象外となっている平成 13 年１月１日以前から所在する住宅についても、減額措置の対象に含めるよう、制度を拡充すること。

参　　考

○住宅・建築物安全ストック形成事業の概要

	制度概要（主な要件等）
耐震診断	補 助 率：地方公共団体が実施する場合　国１／２ 地方公共団体以外が実施する場合 国１／３＋地方公共団体１／３ 交付対象限度額：詳細診断 204,000 円／戸（一戸建て住宅の場合） 簡易診断 47,200 円／戸（一戸建て住宅の場合）
耐震改修等	補助対象：耐震改修工事費（建替え含む。） 補 助 率：次の①又は②のどちらかを、地方公共団体ごとに選択できる（物件ごとに変更することはできない）。 ①耐震改修工事費 ×23.0%（国 11.5%＋地方公共団体 11.5%） 工事費の 23.0%について、国費で１／２（交付限度額 48.93 万円／戸）を補助 ②耐震改修工事費 100 万円未満の場合　20.4 万円 100 万円以上 200 万円未満の場合　30.6 万円 200 万円以上 300 万円未満の場合　50.9 万円 300 万円以上　　の場合　71.3 万円 各金額について、国費で１／２を補助
	住宅の耐震化を総合的に支援するメニュー【平成 30 年度創設】 対象区市町村：戸別訪問等を実施するなど、住宅耐震化に向け積極的な取組を行うとともに、「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」に基づき毎年度ＰＤＣＡサイクルを実施する区市町村 交付対象：耐震設計等費及び耐震改修費用を合算した額 交付対象限度額：115 万円 （ただし改修工事費の８割を限度とする。） 交付率：１／２ 対象建築物：マンションを除く住宅 ※マンション：共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が 1,000 ㎡以上であり、地階を除く階数が原則として３階以上のもの

○住宅の耐震化を総合的に支援するメニューに関する主な区市町村意見

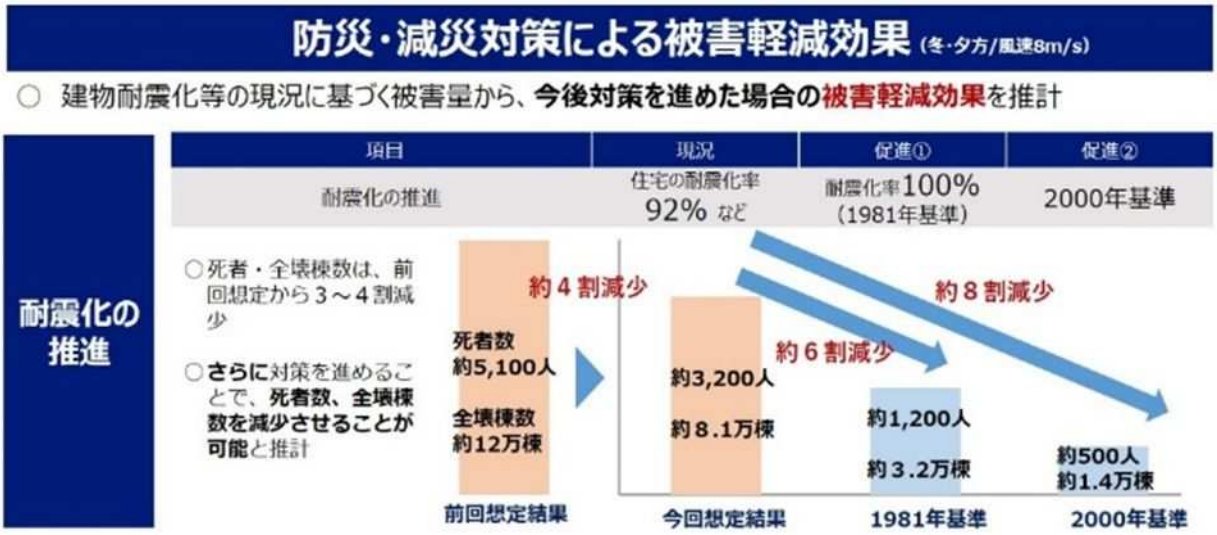
・区市町村は人員不足であることから、本メニューを利用する場合のアクションプログラム策定や個別訪問などは、事務負担に対して費用対効果が低い。

・除却に使用できるようにしてもらいたい。

・設計と工事がセットになっていることが使い勝手を悪くしているため、分けて使用できるようにしてもらいたい。

○2000 年基準の耐震化の推進による被害軽減効果

「令和４年５月　首都直下地震等による東京の被害想定」



９　ライフライン施設の耐震化などの推進

（提案要求先　防災庁・総務省・経済産業省・国土交通省）
（都所管局　総務局・建設局）

首都直下地震等への必要な対策を着実に進めるため、ライフライン施設の耐震化などを推進すること。

＜現状・課題＞

平成 25 年 11 月に制定された首都直下地震対策特別措置法（平成 25 年法律第 88 号）に基づき、国が平成 26 年３月に策定した「首都直下地震緊急対策推進基本計画」では、首都直下地震の発生に備えた地震防災対策のうち、都を含む緊急対策区域における政府の講ずべき措置として、「ライフライン等の耐震化」を掲げ、平成 27 年３月の改定では、減災目標を達成するための具体的な目標等を設定した。こうした動きを踏まえ、国においては、国道における無電柱化を進めており、特にセンター・コア・エリア内の整備に努めている。

また、都においても、首都直下地震発生に備え、ライフラインの早期復旧に向けた取組として、上下水道の耐震化や道路整備による無電柱化を図るとともに、ライフラインの復旧活動拠点の確保に努めてきた。

しかし、平成 30 年９月６日に発生した北海道胆振東部地震において、火力発電所の損傷による北海道全域の停電は住民に対して多大な影響を与えた。また、令和６年１月１日には、能登半島地震が発生し、電線の断線等による停電、安否確認や情報収集に欠かせない通信の途絶や水道管の破損による長期にわたる断水等が認められた。

令和４年５月に策定した「首都直下地震等による東京の被害想定」では、時間の経過とともに変化する被害の様相として、ライフラインの寸断が被災者の身の回りの生活環境に大きな支障を生じさせ、生活再建や復旧・復興へ甚大な影響を及ぼすとした。キャッシュレス決済やオンラインショッピングが普及する中、大規模停電や通信の途絶は社会経済への影響も大きく、ライフライン施設の耐震化の一層の推進や災害時にもつながる通信基盤の確保の重要性が更に増している。

国は、令和５年 12 月に「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」を設置し、防災対策の進捗状況の確認、被害想定の見直しや新たな防災対策について検討し、令和７年 12 月に報告書を公表した。国の被害想定は、広域的な防災対策の立案等に活用するための基礎資料となることから、首都直下地震発生時の実態に即した科学的・客観的な手法や最新のデータを用いて策定し、自治体等の対策に繋がるものとすべきである。

都は、令和４年５月に策定した被害想定以降、建物の耐震化や不燃化等の取組を進めており、その結果、全壊建物数が大幅に減少するなど、確実に減災に寄与している。このように、都市の強靭化に向けた投資が確かな成果に結びついていることを踏まえ、都は引き続き対策を進め、東京の防災力を高めていくとともに、これまでの取組を踏まえ、今後、被害想定の見直しを図っていく。国においても、強靭な首都中枢機能を確保するため、積極的な防災対策や都の取組への財政支援

を講じるべきである。
　また、地震だけでなく、大規模風水害や火山噴火などの複合災害が発生した場合には、被害の激化や広域化、長期化等が懸念される。都としては、上下水道の管路や施設の耐震化などの取組を進めているが、電気、ガス、通信など、広域にわたり民間事業者が有するライフラインについては、国としての主体的かつ計画的な対策の更なる推進が求められる。

＜具体的要求内容＞
（１）首都中枢機能の維持及び首都圏における経済活動の継続のため、電力・都市ガス・通信関係の事業者等に働きかけ、広域に及ぶ発電・送電システム等の耐震性の向上や供給裕度の確保等を図るとともに、ガスなどの埋設管の耐震化や無電柱化を促進すること。
（２）光ケーブル回線の格子化や、衛星通信回線によるバックアップ体制の構築など、通信の多重化策を促進すること。
（３）緊急交通路（緊急車両の通行を円滑にするため、大規模災害時に一般の車両が通行を禁止・制限される道路）における共同溝の設置についても推進すること。
（４）火力発電所の被害軽減に向け、事業者と連携し必要な対策を講じ、復旧期間の短縮を図ること。また、広域的な電力融通の拡大や柏崎刈羽原発の運転再開等の状況変化も踏まえ、電力供給を確保するための必要な対策を行うこと。
（５）国の被害想定は、広域的な防災対策の立案等に活用するための基礎資料として策定されるものであり、科学的・客観的な手法や最新のデータを用いて可能な限り定量的に示し、自治体等の対策につながるものとすべきである。そのため、首都圏の実情を踏まえるとともに、これまで講じられてきた減災対策の効果を十分に検証し、客観的な手法及び最新のデータを用いて反映させること。
（６）都によるこれまでの都市の強靭化に向けた投資が確実に成果に結びついていることを踏まえ、強靭な首都中枢機能を確保するための積極的な防災対策や都の取組への財政支援を講じること。

１０　液状化対策の推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　都市整備局）

（１）宅地液状化防止事業の費用助成について、個々の宅地を対象とした液状化対策においても適用できるよう、対象の拡大を図ること。

（２）宅地液状化防止事業の費用助成について、面積要件や対象家屋数の制限を見直すなど、要件の緩和を図ること。

＜現状・課題＞

平成 23 年３月に発生した東日本大震災では、震源から遠く離れた都内でも、臨海部だけでなく内陸部においても液状化が発生し、木造住宅などに建物被害が生じた。

令和６年能登半島地震をはじめ、令和８年熊本地震においても、建築物だけでなく、道路や宅地についても広範囲に液状化被害が発生している。

都内においても、液状化の危険性が高い地域が存在しており、また、令和７年の災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）改正により「宅地の耐震化」として液状化対策の一層の推進が盛り込まれたことも踏まえ、建物被害の対策や面的な液状化対策を更に加速させていくことが重要である。

都においては、令和６年度に東京都戸建住宅等液状化対策促進事業補助制度、令和７年度に面的液状化対策パイロット事業を開始する等、液状化対策に取り組んでいる。

しかし、宅地液状化防止事業による費用助成については、要件が厳しいことから、個々の宅地や土地区画整理事業で適用できないなどの課題がある。

＜具体的要求内容＞

（１）宅地における液状化対策を推進するため、宅地液状化防止事業について、個々の宅地を対象とした液状化対策においても適用できるよう、対象を拡大すること。

（２）公共施設と宅地との一体的な液状化対策を推進するため、宅地液状化防止事業について、以下の措置を講じること。

①　被災後だけでなく事前対策として適用できる地区を増やすため、3,000㎡以上の区域、かつ、区域内の家屋が 10 戸以上の要件を緩和すること。

②　土地区画整理事業などの更地化を前提とした地区においても適用できるよう、対象を拡大すること。

③　平成 28 年熊本地震後に液状化対策を実施した地区について、令和８年熊本地震における被災状況を調査し、対策効果の検証及び結果の公表について検討すること。

１１　木造住宅密集地域の改善

１　災害に強い都市構造の確保

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　都市整備局・建設局）

（１）延焼遮断帯の整備を推進するため、必要な財源を確保するとともに補助要件を見直すこと。
（２）避難場所等として機能する公園整備を推進するため、必要な財源を確保・拡充すること。

＜現状・課題＞

令和６年１月の能登半島地震において石川県輪島市で発生した大規模な火災では、木造住宅等が密集する市街地で火災が発生した場合の危険性が改めて明らかになった。

首都直下地震による東京の被害想定では、建物の全壊又は焼失は約 19 万棟にも及ぶとされている。

また、都内には大規模な市街地火災が発生するおそれのある木造住宅密集地域は、約 7,100 ha存在しており、特に震災時に甚大な被害が想定される地域を整備地域として約 6,000 ha指定している。

大地震から都民の生命と財産を守るとともに、首都機能の確保を図るため、延焼を防止する延焼遮断帯の形成や、それに囲まれた内側の市街地の不燃化、都民の生命を守る避難場所の確保など、災害に強い都市構造を早期に確保することが重要である。

しかし、延焼遮断帯の形成率は約 70%、木造住宅密集地域の中で震災時に特に甚大な被害が想定される地域（整備地域）の不燃領域率は約 65.5%にとどまるなど、いまだ不十分な状況にある。

都は、首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、木造住宅密集地域の改善を加速させるため、平成 23 年度から、従来より踏み込んだ取組を支援する「不燃化特区制度」や、延焼遮断帯を形成する主要な都市計画道路である「特定整備路線」を事業化し、整備を進めている。

また、令和７年度末の防災都市づくり推進計画の改定により、整備地域以外であっても、局所的に対策が必要な木造住宅密集地域においては、町丁目を基本単位として新たに防災環境向上地区を約 1,300 ha指定し、防災機能を備えた公園整備などの支援を実施している。

＜具体的要求内容＞

（１）木造住宅密集地域において、道路整備と沿道の不燃化を重層的に推進することにより、震災時の延焼拡大を防止し避難路としても機能する「延焼遮断帯」の整備を図るため、

① 「特定整備路線」をはじめとする街路事業について、必要な財源を確保すること。

② 都市防災総合推進事業について、必要な財源を確保すること。

③ 都市防災総合推進事業の都市防災不燃化促進に関し、補助採択要件は、概ね 10 年以内に不燃化率 70%以上の場合と同程度の安全性の確保が確実であることが求められているが、事業の着手を更に促進するため、道路幅員に応じた柔軟な採択要件（都の延焼遮断帯形成基準※を参照）にすること。

（例）

・幅員 20ｍの場合、不燃化率 60%で補助採択

※ 都の延焼遮断帯形成基準：都市計画道路等の路線ごとに、市街地火災に対する焼け止まり効果の有無を延焼シミュレーションにより測定し、道路幅員に応じた不燃化率の形成基準を定めたもの。

（２）震災時に、避難場所や救援・復興活動の拠点として機能する公園の整備を短期集中的に進めるため、用地取得について、国費率を３分の１から２分の１に引き上げるとともに、必要な財源を確保すること。

参　　考

１　延焼遮断帯の整備

・特定整備路線

補助 26 号線、補助 29 号線など

・都の不燃化率の目標値（延焼遮断帯の形成基準）

幅　員	沿道の不燃化率
27m以上	―
24m以上 27m未満	40%
16m以上 24m未満	60%
11m以上 16m未満	80%

２　公園の整備

【現行国費率】用地取得１／３、整備１／２

２　地域の防災性の向上

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　都市整備局）

（１）木造住宅密集地域の早期かつ着実な防災性向上を図るため、必要な財源を確保するとともに、既存事業の要件緩和等に取り組むこと。

　特に、延焼遮断帯に囲まれた内側の市街地において、防災上重要な生活道路の整備及びその沿道の不燃化並びに無電柱化を促進するため、必要な財源を確保するとともに、既存事業の要件緩和等を行うこと。

（２）防災街区整備事業の実施における要件を緩和すること。

（３）防災再開発促進地区内における、道路・公園整備等に対する税制上の更なる優遇措置を講じること。

（４）新防火規制に係る区域における、不燃化等に対する税制上の優遇措置を講じること。

（５）不燃化建替え等を促進するため、独立行政法人住宅金融支援機構が実施しているまちづくり融資の金利を引き下げること。

＜現状・課題＞

令和６年１月の能登半島地震において石川県輪島市で発生した大規模な火災では、木造住宅等が密集する市街地で火災が発生した場合の危険性が改めて明らかになった。

都内には、震災時に大規模な市街地火災が発生するおそれのある木造住宅密集地域は、約 7,100 ha存在しており、特に震災時に甚大な被害が想定される地域を整備地域として約 6,000 ha指定している。

都は、これまでも、延焼遮断帯の形成とともに建築物の不燃化・耐震化を進めてきたが､木造住宅密集地域の中で震災時に特に甚大な被害が想定される地域(整備地域）の不燃領域率は約 65.5%にとどまるなど、いまだ不十分な状況にあり、延焼遮断帯に囲まれた内側の市街地の不燃化など、地域の防災性の向上を図ることが重要である。また、令和７年度末の防災都市づくり推進計画の改定により、整備地域以外であっても、局所的に対策が必要な木造住宅密集地域においては、町丁目を基本単位として新たに防災環境向上地区を約 1,300 ha指定し、防災上重

要な生活道路の整備の促進などを図っている。
都は、首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、木造住宅密集地域の改善を加速させるため、平成 23 年度から、従来より踏み込んだ取組を支援する「不燃化特区制度」により、市街地の不燃化を強力に進めている。
また、特に、延焼遮断帯に囲まれた内側の市街地の改善を進めるため、防災上重要な生活道路の整備を促進することで、沿道建築物の不燃化・耐震化を促進する取組を平成 28 年度より開始した。具体的には、地域ごとに、震災時の緊急車両の通行や円滑な消火・救援活動が可能な幅員６ｍ以上の道路や、避難に有効な４ｍ以上の道路（以下これらを「防災生活道路」という。）の拡幅整備を計画的に進めるとともに、沿道の建替え工事費の一部を助成し、更なる不燃化を進めている。
あわせて、これらの地域で電柱の倒壊による道路閉塞など、防災生活道路や私道の機能に支障が生じないよう、無電柱化を促進している。
こうした取組を着実に実施していくためには、引き続き安定的・継続的に財源を確保することが必要不可欠である。
また、私道の無電柱化においては、私道所有者が無電柱化に係る設備を維持管理（調査・点検・補修）する必要があり、特に費用面での負担が大きい補修費について支援を行う必要がある。
さらに、老朽化した木造建築物の建替え等による市街地の安全性向上を図るため、延焼防止性能の高い建築物への建て替えを促進し、木造住宅密集地域の改善を進めることが重要である。
加えて、木造住宅密集地域の改善を加速するため、道路の拡幅整備などに伴い移転が必要な権利者や、無接道等により老朽建物の建替えが困難な権利者などの生活や既存コミュニティに配慮した、高齢者などが安心して住める移転先を確保する取組を推進する必要がある。
なお、首都直下地震等による壊滅的な被害の発生を回避できるよう、国と都がハード・ソフト両面から連携し、防災まちづくりを強力に推進していくために令和２年１月に「災害に強い首都「東京」の形成に向けた連絡会議」を設置した。同年 12 月には「災害に強い首都「東京」形成ビジョン」を取りまとめ、令和８年６月には「災害に強い首都「東京」形成ビジョン（改定版）」を公表した。引き続き、ビジョンを踏まえ、安全で魅力的な街並みとなる市街地の形成に向けた取組が必要である。

＜具体的要求内容＞
（１）木造住宅密集地域の不燃化を加速するため、以下のとおり不燃化建替え、防災生活道路をはじめとした細街路の拡幅や沿道の不燃化、延焼遮断帯の形成、無電柱化の促進等、防災都市づくりに資する事業への財源の優先的な確保と既存事業の要件緩和や新たな制度の創設を行うこと。
①　住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）については、必要な財源を確保すること。さらに、早期かつ着実に防災性の向上を図るため、共同住宅等への建替えに関しては、国費率を従来よりも引き上げることや、共同施設整備の対象範囲を全ての建替え規模に対応できるよう、拡充すること。
②　住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の建替促進事業によ

る戸建てから戸建てへの建替えについて、隣地取得や敷地面積などの要件を更に緩和すること。

③　都市防災総合推進事業において、避難経路転換用地の取得について、道路を新設する場合に幅員４ｍ未満の部分の用地費も補助対象化し、対象地域に関しても、重点密集市街地に限らず設定できるよう要件を緩和すること。

④　一時集合場所等への避難経路となる防災生活道路等の沿道の不燃化促進のため、既存制度の要件緩和に取り組むこと。

・住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の延焼遮断帯形成事業における、対象戸数や幅員に関する要件の緩和

・都市防災総合推進事業の都市防災不燃化促進における不燃化促進区域や助成対象建築物に関する要件の緩和

・上記又は防災生活道路沿道の不燃化促進に対する助成制度の創設

⑤　狭あい道路における無電柱化を促進するため、必要な財源を確保すること。

⑥　私道における無電柱化を促進するため、整備費に対する財源の確保や補修費に対する助成制度を創設すること。

（２）都が防災まちづくりを進めている地域は狭小な宅地が多く、防災街区整備地区計画において定められた敷地面積の最低限度は 100 ㎡未満がほとんどである。このため、防災街区整備事業における個別利用区制度の運用に当たっては、耐火建築物等を建築するなど特定防災機能の確保に資する対策を行う場合は、敷地の最低限度の要件（100 ㎡）を地域の実情に合わせて設定できるよう緩和すること。

（３）主要生活道路や公園・広場の整備及び共同建替えを促進するため、防災街区整備方針に位置付けられた防災再開発促進地区内における、防災生活道路をはじめとした細街路の拡幅、公園・広場の整備及び共同建替えなどに対して、土地・建物等の譲渡に関わる所得税などの税制上の更なる優遇措置を講じること。

（４）耐火性の高い建物への建替えを促進するため、東京都建築安全条例（昭和 25 年東京都条例第 89 号）に基づいて新たな防火規制を行う区域において、不燃化建替え等に伴う登録免許税に対する特例の創設や工事費相当額の一部を所得税から控除するなどの税制上の優遇措置を講じること。

（５）木造住宅密集地域において、高齢者世帯の住居の建替えに伴う資金面の負担を軽減し、不燃化建替え等を促進するため、独立行政法人住宅金融支援機構が実施している高齢者向け返済特例制度の融資金利の引下げを図ること。

参　　考

１　住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の国費率

地区公共施設等整備（道路、公園等）　　１／２

（重点整備地区内において密集住宅市街地整備型により施行する事業）

市街地住宅等整備（共同施設整備等に要する費用）　１／３

2　防災街区整備事業における個別利用区の敷地の最低限度の規定

・防災街区整備事業における個別利用区については、その敷地の最低基準面積を特定防災街区整備地区又は防災街区整備地区計画に関する都市計画において定められた最低限度の数値又は 100 ㎡のうち、いずれか大きい数値とすることと規定

・延焼防止上及び避難上有効な特定防災機能の確保、土地の合理的かつ健全な利用の観点から一定規模（100 ㎡）以上の面積を有する個別利用宅地については、共同化の必要性はない。

・個別利用区の設定は、できるだけ地権者の意向に沿うため土地から土地への権利変換を認めた仕組み

3　新たな防火規制

（平成 15 年３月、「東京都建築安全条例」改正）

規制の内容	・原則として、全ての建築物は、準耐火建築物以上の性能とする。 ・延べ面積が 500 ㎡を超えるものは、耐火建築物とする。
規制の区域	防災都市づくり推進計画で定める整備地域やその他の特に震災時に発生する火災等による危険性が高い地域で、知事が指定する区域

4　独立行政法人住宅金融支援機構のまちづくり融資（高齢者向け返済特例制度）

対象となる住宅	共同建替事業、地区計画等適合事業、マンション建替事業等のまちづくり融資の対象となる事業により建設される住宅（耐震改修、バリアフリー）
対象者	建替事業の対象となる住宅に建替え前から居住している高齢者（借入申込時満 60 歳以上）
融資限度額	「保証ありコースの場合」 3,000 万円又は一般財団法人高齢者住宅財団が保証設定する保証限度額のうち、いずれか低い金額 「保証なしコースの場合」 5,000 万円又は機構による担保評価額（建物及び土地の評価額の合計額×60%）のうち、いずれか低い金額
融資金利	「保証ありコースの場合」年 3.73% 「保証なしコースの場合」年 5.98% ※いずれも全期間固定金利で、令和 8 年 10 月 1 日から適用
返済方法	利息のみ毎月返済。元金は、借入申込者の死亡時に「相続人が一括返済」又は「担保提供された建物・土地を処分」することにより返済

１２　無電柱化事業の推進

１　無電柱化事業の推進

（提案要求先　総務省・資源エネルギー庁・国土交通省・観光庁）
（都所管局　建設局・都市整備局）

都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保及び良好な都市景観の創出を図るために、無電柱化の実施に必要な財源を確保し、必要額を確実に配分するとともに、規制緩和等の改善を行うこと。

＜現状・課題＞

無電柱化事業は、東京の防災機能の強化や安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を図る上で重要な事業である。

都は、昭和 61 年度から８期にわたる無電柱化に関する整備計画を策定するとともに、平成 29 年には都道府県で初となる東京都無電柱化推進条例（平成 29 年東京都条例第 58 号）を制定し、無電柱化を計画的に推進している。

また、令和８年６月に「首都防衛」に向けて無電柱化を強力に推進するため、今後５か年で新たに約 320km に着手する「東京都無電柱化計画」を策定し、無電柱化を着実に進めている。

区市町村道においては、都の財政支援を拡充するとともに、市街地整備事業や木造住宅密集地域などにおける主要な生活道路の整備など、大規模開発から宅地開発まで、まちづくりのあらゆる機会において無電柱化を促進している。

さらに、無電柱化の企業向けイベント等の機会を捉えて、都の計画やコスト縮減に向けた取組を積極的にＰＲすることで、民間の技術開発の競争を促し、多様な整備手法や低コスト手法の技術革新を促進している。

こうした取組により、都道の地中化率は約 49％に達しているが、切迫する首都直下地震や激甚化する台風などの自然災害に備えるためには、更なる都道における無電柱化の推進に加えて、区市町村道なども含めた都内全域の無電柱化をより一層推進する必要がある。

無電柱化事業では、占用企業者の支障移設工事や電線共同溝本体工事、電力・通信の引込連系管工事など、抜柱に至るまで複数の事業者が段階的に工事を実施するため、調整に時間を要している。

また、狭あいな道路では、電線類の収容や地上機器の設置が困難となるなど、技術的な課題がある。

さらに、島しょ地域の道路では、歩道がないコンクリート舗装の箇所が多いことや、硬質な岩盤の掘削が必要となるなど、島しょ地域特有の課題があることから、簡易な整備手法によりスピードアップを図る必要がある。

こうした課題を解決しながら、国や区市町村、電線管理者などと連携し、無電柱化の取組を更に加速させていくことが重要である。

＜具体的要求内容＞

（１）東京の防災力を高め、「セーフ シティ」の実現に向けて、都道の事業推進に必要な財源を確保するとともに、区市町村道の無電柱化をより一層促進するため、特に財政負担の大きい区市町村に対しては、確実に配分すること。
　加えて、配分された補助金を柔軟に運用できるよう、手続きの簡素化を図ること。

（２）国道においても、都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を図るために無電柱化を一層推進すること。

（３）区市町村道等の道幅の狭い道路の無電柱化を推進させるため、特殊部や地上機器の更なるコンパクト化を図るなど、無電柱化技術の開発等を促進すること。

（４）業務の効率化のため、三次元モデルの工事契約図書への適用などに向けて、基準類の策定や環境整備を行うこと。

（５）島しょ地域など歩行者や自動車の交通量が少ない道路について、路肩を活用した地上配管が可能となるよう基準を改定すること。なお、構造の検討に当たっては、できる限り簡易な構造となるよう技術基準を見直すこと。

（６）緊急輸送道路は、災害時の救急活動や物資輸送等を円滑に行うため都県境を越えた広域でネットワークが確保される必要があることから、都道と接続する県道等の無電柱化を国主導で促進すること。

（７）区市町村道における新設電柱の占用禁止または制限について、幅員が狭い道路や通学路等の交通安全上重要な道路等にも拡大するよう、国主導で促進すること。

（８）電線管理者が行う単独地中化の整備が防災上重要な道路等で推進されるよう、電線管理者への支援について、制度の拡充を図ること。

（９）第１次国土強靭化実施中期計画については、令和７年度補正予算として措置されたところであるが、継続的・安定的に取組を進めるため、今後の物価高や賃金水準の高騰等を適切に反映した上で、従前の対策を大幅に上回る必要な予算・財源を当初予算において通常費とは別枠で確保し、確実に配分すること。

参　　考

1　都道における整備状況

【無電柱化の整備状況】　（令和８年４月１日現在）

	整備対象延長	整備延長	地中化率
区　部	1,288 km	896 km	70%
多　摩	1,040 km	250 km	24%
計 （東京都無電柱化計画）	2,328 km	1,146 km	49%
島しょ （東京都島しょ地域 無電柱化整備計画）	166 km	6 km	４%

2　令和８年度　都の予算（当初）

（単位：百万円）

区　　分	事業費	うち国費対象事業費（国費）
無電柱化整備事業	46,666	11,579（5,894）

※ 事業費は、既設道路における整備に係るもの。

3　都への当初内示額

（単位：百万円）

区　　分	令和７年度	令和８年度
無電柱化整備事業 （国費）	4,396（2,215） ※令和６年度補正予算含む	3,837（1,929） ※令和７年度補正予算含む

【整備事例】足立区加平（環七通り）

（整備前）



（整備後）



２　臨港道路等の無電柱化

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　港湾局）

臨港道路等における無電柱化の推進に必要な財源の確保を行うこと。

＜現状・課題＞

道路の上空を輻輳（ふくそう）する電線類や歩道内にある電柱は、都市の景観を損ねるだけでなく、歩行者や車椅子の通行の妨げとなっている。また、震災や台風等の災害時には、倒壊した電柱や切断された電線類により道路が閉塞し、避難路の確保や緊急車両の通行、物資輸送等の支障となるおそれがある。

このため、災害発生直後において、緊急車両の通行や緊急物資の輸送など、重要な役割を担う臨港道路における緊急輸送道路の無電柱化は不可欠である。さらに、緊急物資の積替作業に必要なふ頭敷地や、物流拠点として重要な役割を担う倉庫や物流センターに接続されるなど緊急輸送道路以外の臨港道路や埋立道路の無電柱化も、緊急輸送道路と同様に重要となっている。

こうした状況を踏まえ、令和８年６月に「東京港無電柱化整備計画」（令和８年度～令和 12 年度）を改定し、緊急輸送道路に加え、その他の臨港道路や埋立道路、ふ頭敷地等についても、無電柱化の整備対象となる路線・施設及び整備時期を具体的に位置づけ、2040 年度の無電柱化完了を目指している。

＜具体的要求内容＞

（１）臨港道路等における緊急輸送道路の無電柱化が計画的に推進できるよう、必要な財源の確保を行うこと。
（２）埋立道路やふ頭敷地等現在交付金の交付対象となっていない施設においても無電柱化が計画的に推進できるよう、制度設計を行うこと。
（３）無電柱化の取組を更に加速するため、電線管理者への支援も含め、単独地中化方式などの整備手法について、制度設計を行うこと。

１３　大規模噴火時の降灰対策の推進

（提案要求先　防災庁・文部科学省・国土地理院・気象庁）
（都所管局　総務局）

富士山の大規模噴火による大量の降灰に備え、首都圏における広域的な降灰状況の観測体制の強化を図るとともに、火山灰の最終処分の法的整備を進めること。また、避難のタイミング等について明確な指針を示すこと。さらに、降灰による都市基盤への影響について、国において的確な調査研究の実施及び具体的な対策の検討を行うこと。

＜現状・課題＞

富士山の大規模な噴火が発生した場合、その影響は火山周辺地域のみならず、広範な地域に及ぶとされている。火山から一定程度離れた東京都においても降灰等をもたらし、交通や電気、水道等の都市基盤に大きな影響を与えるとともに、膨大な量の火山灰処理が必要となる。都は、富士山噴火を想定した大規模な噴火時の降灰対策について検討を行い、令和５年度に「大規模噴火降灰対応指針」を策定し、同指針を踏まえ、令和７年５月に「東京都地域防災計画火山編」を修正したところである。

国は、令和７年３月に、広域降灰対策の基本方針や具体的な対策の検討を進めるに当たっての考え方や留意点を取りまとめた「首都圏における広域降灰対策ガイドライン」を公表した。しかし、降灰の観測体制や大規模噴火時の広域的な対応策をはじめ、特に膨大な量となる火山灰の除去・処分については、処分用地の確保や降灰除去機材の確保などを含め、自治体単独では対応が困難であることが想定されるが、火山灰の最終処分を行うための法的な整理や具体的な手順などは示されていない。

また、大規模な降灰が大都市にもたらす影響については、調査研究が十分になされておらず、火山灰による広域的な被害について、自治体単独では対応が困難である。国は、令和７年４月に公表した「広域降灰対策に資する降灰予測情報に関する検討会」の報告書により、防災対応のトリガーとなる警報等の発信や情報提供に関する方向性を示したところであるが、今後、的確な調査研究及び被害予測を行い、具体的な対策について検討を進めていくことが求められる。

さらに、令和８年３月に、国と都は、共同で新たに「首都圏における広域降灰対策具体化協議会」を設置し、協議会の下に「生活継続ＷＧ」、「住民行動・普及・情報発信ＷＧ」及び「火山灰の処理ＷＧ」の３つのワーキンググループを設置した。都は、「東京都地域防災計画 火山編」に基づき、ワーキンググループの議論と並行して、「交通インフラ対策（道路啓開）」や「火山灰の処理」などの対策を具体化していくこととしている。

＜具体的要求内容＞

（１）首都圏等の広域的な降灰状況の観測体制を強化し、観測成果の迅速な流通を図ること。

　また、降灰予報の更なる精度向上（場所・層厚等）を図るとともに、降灰時の避難判断や都市機能維持のための対策等を迅速に行えるよう広域降灰にも対応する注意報、警報を早期に導入・運用すること。

（２）降灰による交通機関への影響に係る明確な調査研究を行うとともに、具体的な対策を示すこと。

　また、国道や高速道路など都県境の道路も含めた首都圏全体の道路ネットワークの維持に係る基本計画を提示すること。

（３）降灰によるライフライン施設等の都市基盤への影響に係る明確な調査研究を行うとともに、その結果を踏まえ、ライフライン事業者等が行うべき降灰対策について、推奨される資機材の仕様等を具体的に提示すること。

（４）大量の火山灰の降灰があった際の火山灰の最終処分について、自治体や関係機関等の意見も尊重しながら、海上投棄を可能とするなどの法的整備等を早急に行うこと。

　また、処分等の費用について、活火山法等において、自治体の負担軽減策を位置付けること。

（５）避難のタイミングや訪日外国人等への対応など、降灰時における避難のガイドラインを提示すること。

（６）大規模降灰時の国による広域的な物資供給のオペレーションを提示すること。

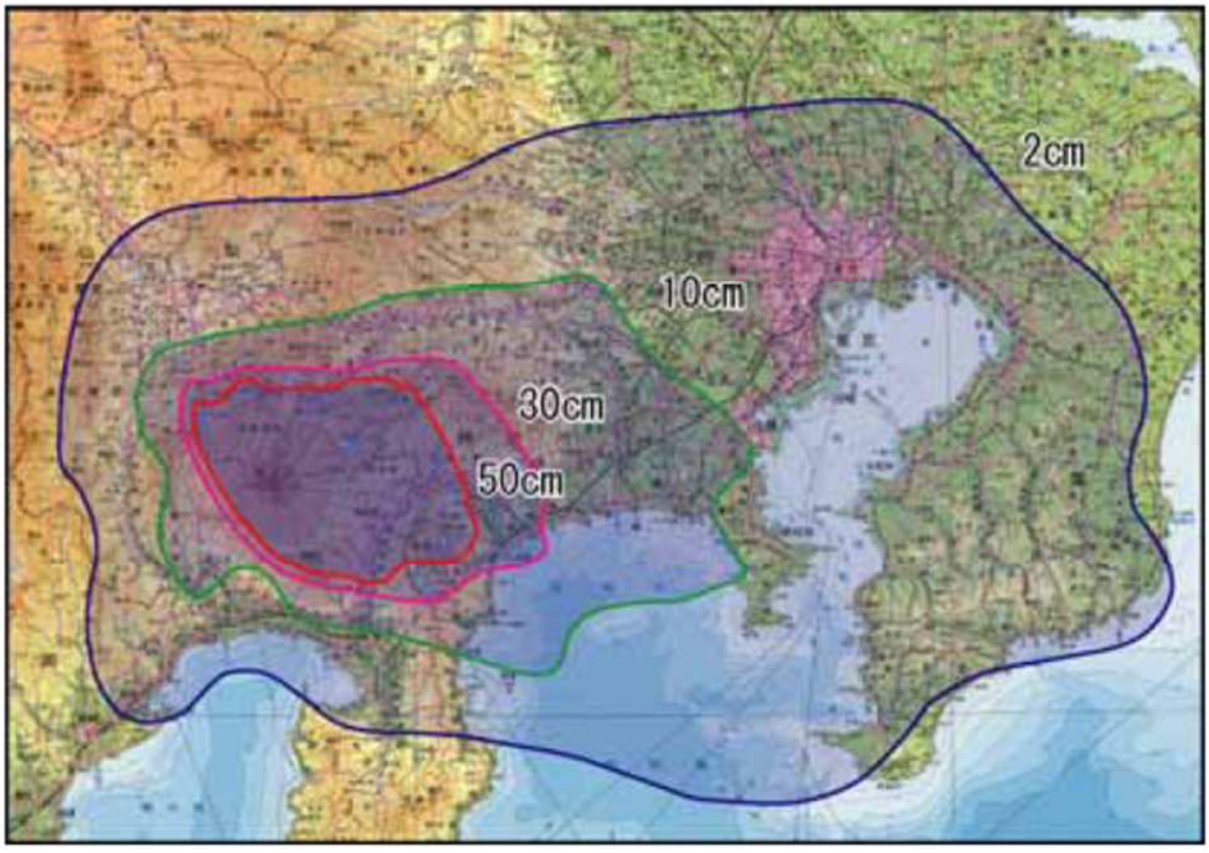
（７）大規模降灰が家電など家庭にある設備等に与える影響の調査研究及び周知を行うこと。

参　　考

○ 富士山噴火による被害想定（地域防災計画火山編より抜粋）

	内　　容	
噴火の規模等	規　　模	宝永噴火と同程度
	継　続　期　間	16 日間
	時　　期	①梅雨期　　②その他の時期
被害の原因	降灰	
被害の範囲	都内全域	
被害の程度	八王子市及び町田市の一部　　10cm 程度 その他の地域　　２～10cm 程度 （具体的範囲は別図のとおり。）	
被害の概要	降灰に伴うもの	健康障害、建物被害、交通・ライフライン・農林水産業・商工業・観光業への影響
	降灰後の降雨などに伴うもの	洪水、泥流、土石流にともなう人的・物的被害

○ 富士山噴火による降灰予想図（降灰の影響がおよぶ可能性の高い範囲）



出典　富士山火山広域防災対策基本方針より

１４　ミサイル攻撃に関する対策の推進

（提案要求先　内閣官房・消防庁・外務省・防衛省）
（都所管局　総務局）

（１）ＮＢＣ弾頭も想定したミサイル攻撃に対する国の方針や避難施設の整備に向けた考え方、エリアごとのリスク評価を示すこと。

（２）ミサイル攻撃を受けた場合に、国民の生命・財産をより一層守るため、実効性のある避難施設確保策を国が主体となって進めていくこと。

＜現状・課題＞

令和４年以降、北朝鮮はかつてない高い頻度でミサイル等の発射を繰り返すなど、我が国は依然として北朝鮮の脅威に見舞われている。

また、ロシアによるウクライナ侵攻は、首都の戦略的重要性を改めて認識する機会となった。

こうした状況の中、国は令和６年３月に公表した「武力攻撃を想定した避難施設（シェルター）の確保に係る基本的考え方」（以下「基本的考え方」という。）において、政治経済の中枢を含む都市部などにおける緊急一時避難施設の指定促進、地域の実情に応じた緊急一時避難施設の充実を含むその在り方の検討、避難の困難性など一定の要件を満たす地域における特定臨時避難施設の整備の３点を示した。さらに、令和８年３月には、その具体的な取組方針として「緊急事態を想定した避難施設（シェルター）の確保に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を公表した。基本方針では、基本的考え方で示された３点に加え、「自然災害時との避難施設のデュアルユースと平時活用、官民連携の推進」及び「最善の避難行動の普及促進」についても取組の方向性が示された。

しかしながら、基本方針では、想定する脅威が通常弾に限定されているとともに、財政支援の対象が先島諸島を対象とした特定臨時避難施設の整備のみであるなど、その他の脅威やエリアを踏まえたリスク評価、避難施設の在り方が十分示されているとは言い難い。

また、緊急一時避難施設の更なる指定促進に向けた取組や、指定の有無によらず都民等が避難できる施設の確保とともに、その充実に向けた具体的な取組が重要である。

国は、基本方針において、国や地方公共団体、民間事業者等が連携し必要な施策の検討を進めるとしており、緊急一時避難施設の具体的な運用面の課題の検討・整理を行う官民連携の検討会を設置したところであるが、検討に当たっては、上記の現状と課題を踏まえる必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）ミサイル攻撃に対する国の方針及びリスク評価

ア　基本方針において、通常弾に限らず、ＮＢＣ弾頭も想定したミサイル攻撃に対する国の方針や避難施設の整備に向けた考え方などを示すこと。

イ　人口や都市構造など、地域の実情を踏まえたエリアごとのリスク評価を行うとともに、具体的かつ実効性のある対応行動について、地方公共団体に示すこと。

（２）ミサイル攻撃に対する実効性のある取組

ア　内閣官房は、防衛省から瞬時に発射情報を入手できる態勢を構築するとともに、発射情報を入手次第、全国瞬時警報システム等を用いて、広く国民に対して正確かつ迅速に警報を発令すること。

イ　先島諸島以外の地域であってもミサイル攻撃に対応可能な避難施設を新設又は既存施設の改修により整備する場合や、物資の備蓄等にあっては、国が必要な財政措置を講じること。また、公的機関や民間事業者が建造物の整備・改築等を行う場合に当該施設の設置義務を法制化するなど、幅広く避難施設確保に向けた対策を行うこと。

ウ　有事の際は、国民保護法第 148 条に基づく指定に関わらず、民間施設を含め、全ての堅ろうな建築物や地下施設への避難を可能とすることを国民保護法上に位置付けるなど実効性を高める方策を検討すること。

エ　民間施設を中心とした施設管理者の協力が得られるよう、事故や損害発生時の責任や補償について統一的な考え方を検討し、基本方針等で明示するとともに、損害補償等を制度化すること。

オ　武力攻撃災害等に対処するための物資及び資機材等は、国の責任において確保すること。また、地方公共団体が備蓄する場合においては、物資及び資機材等の種類や数量をガイドラインで示すとともに、その財源を措置すること。

カ　避難施設の確保や整備、有事の際の最善の避難行動の普及促進に当たっては、地方公共団体や民間事業者等と連携し、実効性のある方策を検討すること。